

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成21年3月12日提出

【計算期間】 第4特定期間（自 平成20年6月17日 至 平成20年12月15日）

【ファンド名】 T A スマート・インカムファンド（毎月分配型）

【発行者名】 トヨタアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 生田 卓史

【本店の所在の場所】 東京都港区海岸一丁目11番 1 号

【事務連絡者氏名】 中越 正喜

【連絡場所】 東京都港区海岸一丁目11番 1 号

【電話番号】 0 3 - 5 7 7 6 - 4 7 5 1

【縦覧に供する場所】

（名 称）トヨタアセットマネジメント株式会社 名古屋支店

（所在地）愛知県名古屋市西区牛島町6番1号

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的	「パッシブ外国債券マザーファンド」と「トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド」への投資を通じて、主として日本を除く世界主要国の国債と日本の株式に分散投資を行ない、利子・配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。 （実質的な運用は、マザーファンドで行ないます。）
信託金の限度額	5,000億円
基本的性格 （商品分類）	追加型投信 / 内外 / 資産複合

投資信託協会では、投資者・受益者が公募投資信託を購入する等の商品選択の利用に資するために、新たにわかりやすく商品を分類いたしました。平成21年より、目論見書表紙には「商品分類」を、本文には「属性区分」を新たに記載いたします。

当ファンドは、商品分類では、「追加型投信 / 内外 / 資産複合」に属しており、目論見書表紙に記載されます。（旧分類は、追加型株式投資信託 / バランス型でした。）

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「内外 / 資産複合」とは、目論見書又は投資信託約款において組入資産による主たる投資収益が実質的に国内及び海外の複数の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	MMF	インデックス型
	海 外	債 券	MRF	
追加型投信	内 外	不動産投信	ETF	特殊型
		その他資産 （ ）		
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

また、当ファンドの、属性区分では「その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券））（資産配分固定型）・年12回決算（毎月）・グローバル（日本を含む）・ファミリーファンド・為替ヘッジなし）」に属しており、目論見書本文に記載されます。

属性区分における投資対象資産については、上記の商品分類の定義（収益の源泉）とは異なり、「資産そのものについての属性区分を記載するものとする」との考え方にに基づき記載されます。

従って、

「その他資産（投資信託証券）」とは、目論見書または投資信託約款において主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産である投資信託証券や親投資信託（マザーファンド）等に投資する旨の記載がある場合に当たります。

内書の（資産複合（株式、債券））とは、組入れている投資信託証券が株式と債券の複数資産を投資対象とすることを意味します。この内書により、前記の商品分類表で記載される「資産複合」が、投資対象資産（収益の源泉）であることがわかります。

さらに、内書の（資産配分固定型）はその複数資産の組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

「年12回決算（毎月）」とは、目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

「グローバル（日本を含む）」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。併せて（日本）を含むか除くかが明記されます。

「ファミリーファンド」とは、目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（マザーファンド）を投資対象として投資するものをいいます。

「為替ヘッジなし」とは、目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式		グローバル (日本を含む)				
一般 大型株 中小型株	年1回	日本				ブル・ベア型
債券	年2回	北米	ファミリーファンド	あり ()	日経225	条件付運用型
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	欧州				
	年6回 (隔月)	アジア			TOPIX	ロング・ショート型／ 絶対収益追求型
	年12回 (毎月)	オセアニア				
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし		
		アフリカ			その他 ()	その他 ()
その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券))) (資産配分固定型)	日々	中近東				
資産複合 ()	その他 ()	(中東)				
資産配分固定型		エマージング				
資産配分変更型						

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、当ファンド以外の商品分類・属性区分の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

<運用形態>

当ファンドは、「パッシブ外国債券マザーファンド」と、「トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用します。

<ファンドの特色>

1．世界の主要国（日本を除く）の国債と日本の株式に分散投資を行ないます。



※値上がり等で上記の資産配分から±5%以上離れた場合は、上記の配分比率に調整します。

債券部分運用方法

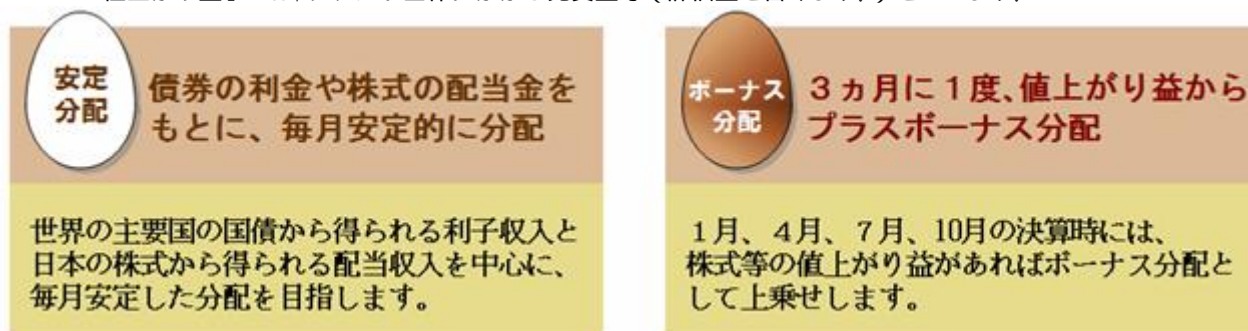
シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これに連動する投資成果を目指した運用を行ないます。
原則として為替ヘッジは行ないません。

株式部分運用方法

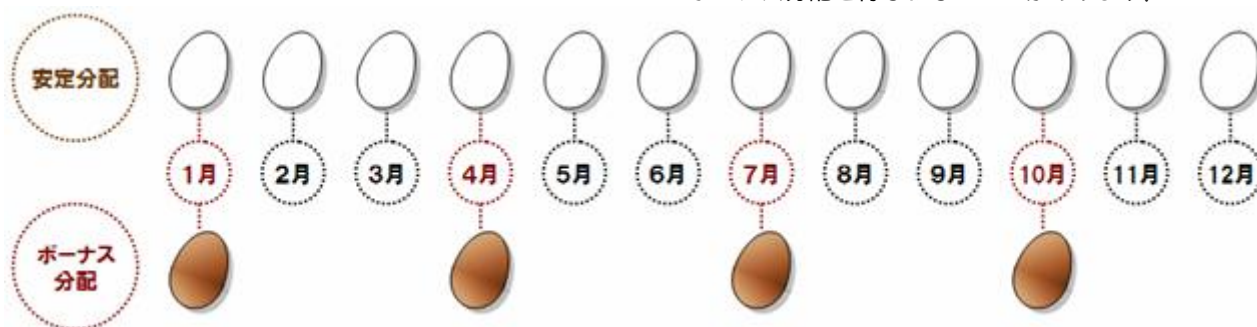
企業の経営姿勢が現れる《配当》に着目して投資することで、中長期的な「株価の上昇」と「配当収入」による信託財産の成長を目指します。
ファンドに組入れる銘柄は、予想配当利回りが市場平均を上回る銘柄の中から選択します。

2．毎月、利子・配当等収益からの安定的な分配を目指します。また、値上がり益 があるときにはボーナス分配が期待できます。

「値上がり益」とは、ファンド全体にかかる売買益等（評価益を含みます。）をいいます。



* 基準価額水準や市況動向等を勘案し、ボーナス分配を行わないことがあります。



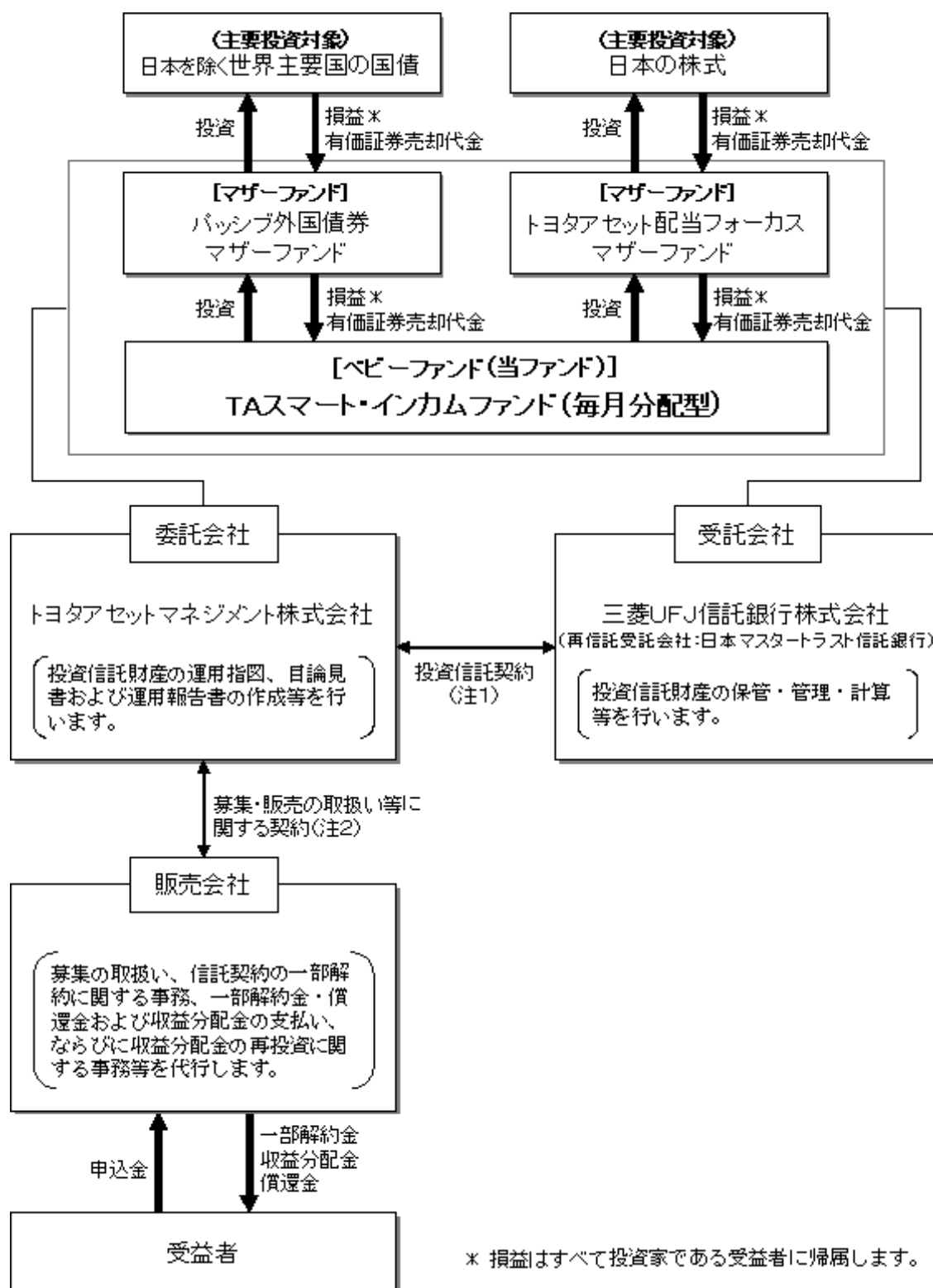
* 1回目の決算日は平成19年6月15日でした。

「安定分配」「ボーナス分配」のいずれも、金利動向や投資環境の変化等により分配金額は変動します。また、分配対象額が少額等の場合には、「安定分配」「ボーナス分配」のいずれも行なわないことがあります。

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行ないます。従って、実質的な運用は、マザーファンドで行ないます。

資金動向、市況動向、残存信託期間および信託財産の規模等によっては上記の運用ができないこともあります。

(2) 【ファンドの仕組み】



〔委託会社と関係法人との契約の概要〕

(注1) 投資信託を運営する業務を委託会社と受託会社の間で規定したもの。投資信託の資産運用や運営方法、委託会社と受託会社および受益者との権利義務関係、受益者の権利、募集方法等の取り決め等の内容が含まれています。

(注2) 投資信託を販売する業務を委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務範囲の取り決め等の内容が含まれています。なお、契約名称については異なる名称を使用することがあります。

〔委託会社の概況〕

名称 トヨタアセットマネジメント株式会社
 本店の所在地 東京都港区海岸一丁目11番1号

資本金の額 600百万円（平成21年2月15日現在）

会社の主な沿革

平成2年2月 千代田火災投資顧問株式会社設立
 平成4年3月 投資一任業務の認可を取得
 平成11年9月 商号を千代田火災アセットマネジメント株式会社に変更
 平成11年12月 証券投資信託委託業務の認可を取得
 平成12年6月 商号をトヨタアセットマネジメント株式会社に変更
 平成13年2月 名古屋支店開設
 平成19年9月 金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業）の登録を受ける

大株主の状況（平成21年2月15日現在）

株 主 名	住 所	保有株式数 （保有比率）
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	愛知県名古屋市 西区牛島町6番1号	6,000株 （50％）
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区 恵比寿一丁目28番1号	6,000株 （50％）

2【投資方針】

(1)【投資方針】

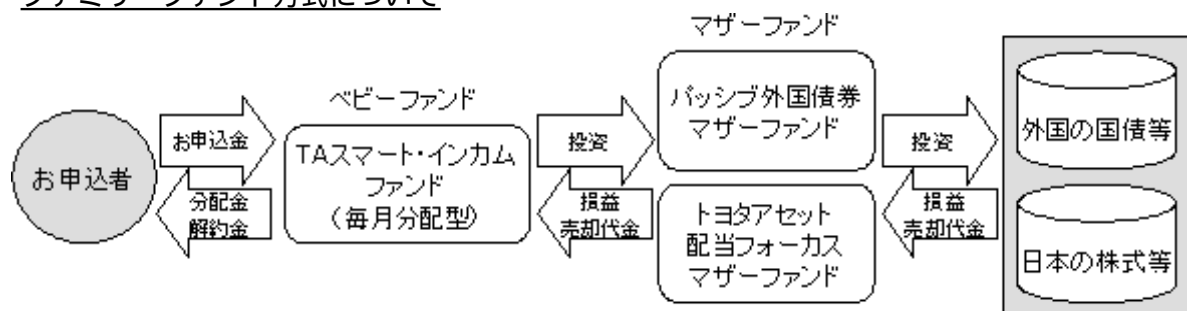
運用の基本方針

この投資信託は、主として「パッシブ外国債券マザーファンド」および「トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド」（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資を行なうことで、利子・配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

投資態度

1. マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界主要国の国債と日本の株式への分散投資を行ない、利子・配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。
2. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行ないます。従って、実質的な運用は、マザーファンドで行ないます。

ファミリーファンド方式について



<パッシブ外国債券マザーファンドの投資方針の概要>

1．運用の基本方針

この投資信託は、公社債等を主要投資対象とし、中長期的に信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

2．投資態度

主として日本を除く世界主要国の公社債に分散投資を行ない、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これからの乖離を平均的に抑えていく運用を目指します。

ポートフォリオの見直しは適宜行ない、各国の市場動向に対する感応度がベンチマークに近付くように調整を行ないます。

外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行ないません。ただし、市況動向等により弾力的、機動的に為替ヘッジを行なう場合があります。

＜トヨタアセット配当フォーカスマザーファンドの投資方針の概要＞

1．運用の基本方針

この投資信託は、主としてわが国の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

2．投資態度

企業の経営姿勢が現れる“配当”に着目して投資することで、「中長期的な株価の上昇」と「配当収入」による信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

株式への投資にあたっては、株式ポートフォリオの約7割については、「企業の配当政策」と「予想配当利回り」に主眼をおいて、総合的に評価し、組入れ銘柄を選定します。

これらの銘柄については、配当政策の変更や予想配当利回りの変化、投資環境の変化等があった場合には、適宜、銘柄の入替えを実施します。

残りの株式ポートフォリオの約3割程度は、配当を考慮して抽出した銘柄群の中から、当社開発のスコアリングモデルを活用して銘柄を選択し、投資環境に応じて適宜組入れます。

ファンドに組入れる銘柄は、予想配当利回りが市場平均を上回る銘柄の中から選択します。

市場平均とは、東証第一部全銘柄の予想配当利回りを時価総額で加重平均した値をいいます。

株式の組入比率は、通常の状態では高位を保つことを基本とします。

株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

3. 日本を除く世界主要国の国債と日本の株式への実質投資割合は、下記の基本資産配分比率に対して、原則として±5%の範囲内に収まるように調整するものとします。

日本を除く世界主要国の国債 純資産総額の70%

日本の株式 純資産総額の30%

4. 日本を除く世界主要国の国債への投資にあたっては、パッシブ外国債券マザーファンドを通じて、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）からの乖離を平均的に抑えていく運用を目指します。

5. 日本の株式への投資にあたっては、トヨタアセット配当フォーカスマザーファンドを通じて、投資企業の経営姿勢が現れる“配当”に着目して投資することで「中長期的な株価の上昇」と「配当収入」による信託財産の成長を目指します。

6. 各資産への実質投資割合が基本資産配分比率に対してそれぞれ±5%の範囲を超えた場合には、速やかに基本資産配分比率を目処として修正します。

7. 外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行ないません。ただし、市況動向等により弾力的、機動的に為替ヘッジを行なう場合があります。

8. 信託設定当初のポートフォリオ構築期間、大量の追加設定または解約が発生したとき、取引所における取引の停止、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき、個別銘柄の時価総額の大幅な変動等ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

主要投資対象

パッシブ外国債券マザーファンドおよびトヨタアセット配当フォーカスマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

なお、外国の国債および日本の株式等に直接投資することもあります。

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

イ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
 2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限り、ます。）
 3. 金銭債権
 4. 約束手形
- ．特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
1. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、トヨタアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるパッシブ外国債券マザーファンドおよびトヨタアセット配当フォーカスマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券、12.ならびに16.の証券または証書のうち1.の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに16.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するもの、14.の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13.および14.の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他運用指図を行なうことができる取引

イ．信用取引

信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの

指図をすることができるものとします。

ロ．先物取引等

1. わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下、同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下、同じ）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下、同じ）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことができます。選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
2. わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことができます。
3. わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことができます。

ハ．スワップ取引

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことができます。

ニ．金利先渡取引および為替先渡取引

信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引の指図をすることができます。

ホ．有価証券の貸付

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。

ヘ．公社債の借入れ

信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。

ト．外国為替予約取引

信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

チ．資金の借入れ

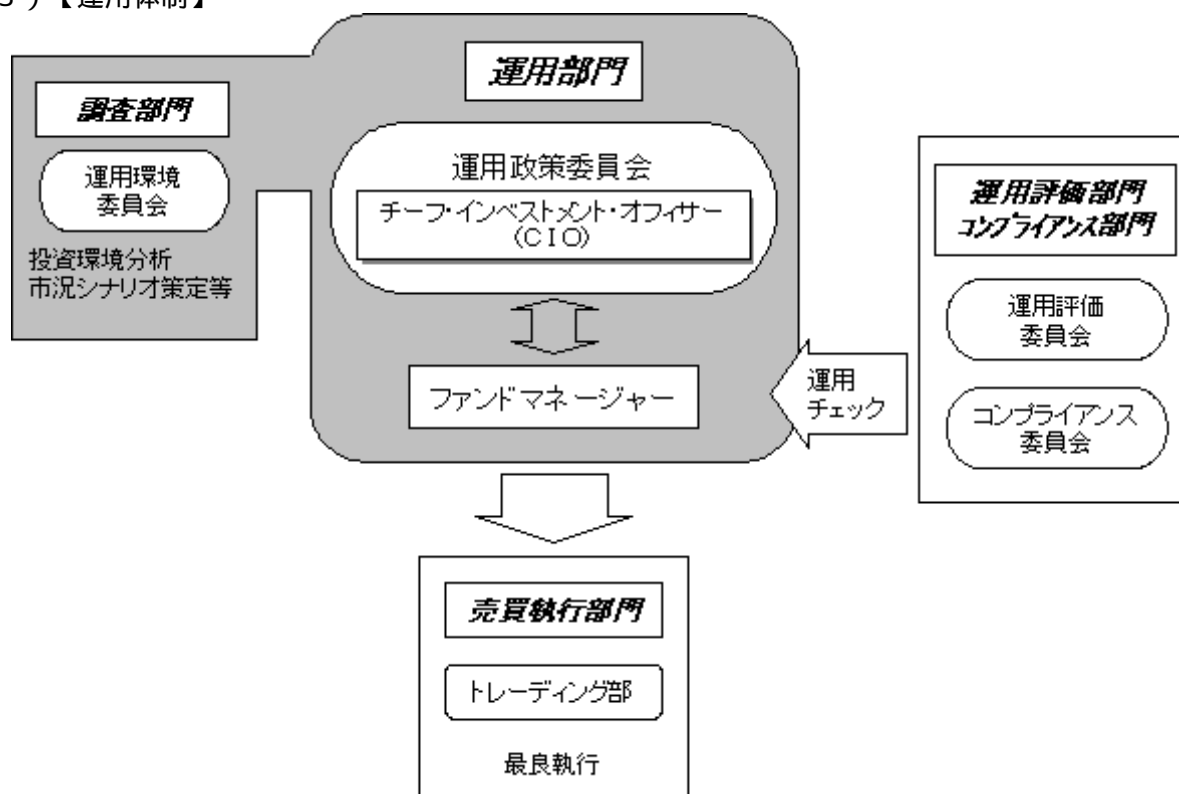
信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

リ．受託会社による資金の立替え

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

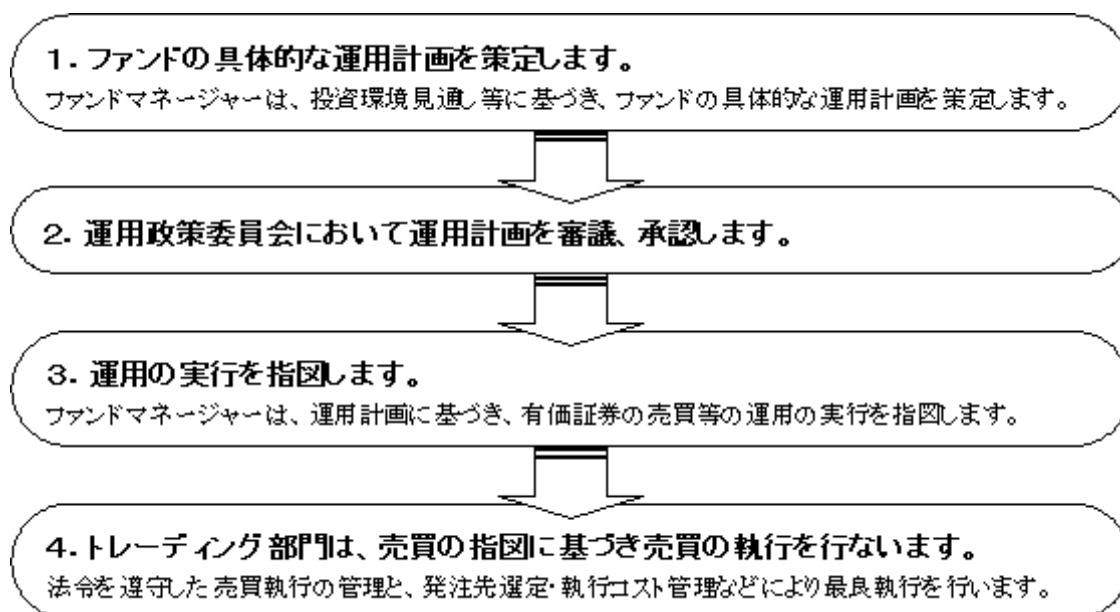
(3) 【運用体制】



上記委員会名	構成人員	主な構成メンバー
		委 員 会 の 目 的
		対 応 事 項
運用環境委員会	10名程度	委員長：投資戦略部長 全常勤役員、チーフインベストメントオフィサー、運用部長、チーフファンドマネージャー他
		運用業務に関わる諸情報の分析・検討を行い、重要な変化があれば速やかに運用政策委員会に提言する。
		投資環境分析、市況シナリオの作成に関する事項の協議 投資環境の変化等の検証・投資タイミング等の検討及び提言の協議等
運用政策委員会	20名程度	委員長：チーフインベストメントオフィサー 全常勤役員、投資戦略部長、運用部長、クライアントサービス部長、ファンドマネージャー、他
		運用の基本方針を確立する為、運用全般及び個別の資産に関する重要事項を検討、決定し、併せて運用計画の総合的検討を行う。
		アセットアロケーションに関する事項の検討・決定 運用の基本方針および運用計画に関する事項の検討・決定等

運用評価委員会	16名程度	委員長：クライアントサービス部担当役員 全常勤役員、チーフコンプライアンスオフィサー、チーフインベストメントオフィサー、投資戦略部長、運用部長、コンプライアンス部長、クライアントサービス部長、他
		運用パフォーマンス及びリスクの分析を行い、運用部門に対する適切かつ健全な牽制機能を発揮する事により、透明度の高い適正な運用の実現に寄与する。
		運用実績（パフォーマンス及び要因分析）に関する事項の審査・検討 各資産のリスク状況及び運用リスク管理に関する事項の審査・検討等
コンプライアンス委員会	12名程度	委員長：コンプライアンス部担当役員 全常勤役員、チーフコンプライアンスオフィサー、チーフインベストメントオフィサー、コンプライアンス部長、投資戦略部長、運用部長、クライアントサービス部長、他
		法令等の遵守状況のチェック、投資信託財産の運用に係る投資ガイドライン及び約款の遵守状況のモニタリングを行い、社内における適切かつ健全な牽制機能を発揮する事により、適正な運用と業務の健全性の確立に寄与する。
		法令、基準等の遵守状況に関する事項の報告・審議 約款及び投資ガイドライン遵守状況に関する報告・審議等

〔運用部門での流れ〕



委託会社による関係法人（除く販売会社）に対する管理体制

委託会社は、「受託会社」との間で、日々の純資産額照合・月次の勘定残高照合などを行なっております。

また、委託会社は、受託会社が行う受託業務について内部統制が有効に機能していることを確認するために、独立した監査法人が行った監査報告書を定期的に受け取っています。

* ファンドの運用体制等は本書提出日（平成21年3月12日）現在であり、今後変更になる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として平成19年6月以降の毎月15日。休業日の場合は翌営業日。）に原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

イ．分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ．分配対象額についての分配方針

毎決算時の分配金額は、原則として繰越分も含めた利子・配当等収益を中心に、利子・配当等収益の水準や市況動向等を勘案して委託会社が決定するものとします。なお、毎年1月、4月、7月および10月の決算時においては、基準価額水準や市況動向等を勘案して売買益等からも分配を行なうことがあります。

ただし、分配対象額が少額等の場合は分配を行わないこともあります。

ハ．留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

収益分配金の計理

イ．信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ロ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の交付

イ．分配金受取りコース

税金を差し引いた後、原則として、各計算期間終了日（決算日）から起算して5営業日目までに販売会社にてお支払いを開始します。

ロ．分配金再投資コース

税金を差し引いた後、「累積投資契約」に基づいて、各計算期間終了日（決算日）の基準価額により無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

〔約款に定める主な投資制限〕

株式への投資制限

株式への実質投資割合 は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。

実質投資割合とは、信託財産に属する当該資産とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額をいいます。信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）

投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては投資することができるものとします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め、以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

信用取引の指図範囲

次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

スワップ取引の運用指図範囲

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

有価証券の貸付

信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

公社債の借入れ

公社債の借入れの場合、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図範囲

信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するために行なう当該予約取引の指図については、この限りではありません。

限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替予約の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ

借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金受渡日または解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

〔法令による投資制限〕

同一法人の発行する株式への投資制限（「投資信託及び投資法人に関する法律」）

同一の法人の発行する株式について次の1.の数が2.の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

1. 委託会社が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
2. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

デリバティブ取引等の評価損の制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことはできないものとします。

<パッシブ外国債券マザーファンドの投資制限の概要>

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引、外国為替予約取引は、約款の範囲で行ないます。

<トヨタアセット配当フォーカスマザーファンドの投資制限の概要>

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡し取引および為替先渡し取引、外国為替予約取引は、約款の範囲で行ないます。

3【投資リスク】

主に外国の債券および日本の株式を実質的な投資対象とします（為替ヘッジは原則として行いません。）ので、投資した外国の債券や国内の株式等の下落や、それらの発行者の経営不振や債務不履行等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替相場の変動により、損失を被ることがあります。

したがって、受益者の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。運用によりファンドに生じた損益はすべて受益者に帰属します。

ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

株式の価格変動リスク

ファンドの基準価額は、組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行者に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該株式の価格は大きく下落することがあります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

金利変動リスク

一般に公社債等の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します（価格の変動幅は、残存期間、発行体の信用力、公社債の種類等により異なります。）。従って、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

信用リスク

一般に株式や債券等の有価証券の発行者またはコール・ローン等の金融商品の運用先に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該商品の価値が下落（価値がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、外国の債券に投資を行ない、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替相場の変動により基準価額が影響を受けます。投資している国の通貨が円に対して弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、期待される価格で機動的に株式等を売買できない場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

カントリーリスク

投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化、通貨規制、資本規制などの要因により、ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

ファンドの資金流入に伴うリスク

追加設定・一部解約によるファンドの資金流入に伴い、保有有価証券等を大量に売買しなければならないことがあり、市況動向や市場の流動性等の状況によっては基準価額が影響を受ける可能性があります。

資産規模に関わるリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

その他留意点

1. ニューヨークまたはロンドンの取引所または銀行の休業日には、取得申込・解約の受付を行いません。
2. 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で取得の申込および解約の申込の受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込および解約の申込の受付を取り消す場合があります。
3. 当ファンドは、受益権口数が10億口を下回った場合等には、信託期間中であっても償還される場合があります。
4. 「パッシブ外国債券マザーファンド」、「トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド」に投資する他のベビーファンドによる追加の設定・一部解約に応じるために、マザーファンドにおいて有価証券等を大量に売買しなくてはならないことがあります。その場合、市況動向や取引量等の状況によっては、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

* 本書提出日（平成21年3月12日）現在、当ファンド以外で各マザーファンドを主要投資対象とするファンドは以下の通りです。

・パッシブ外国債券マザーファンド

.....「トヨタアセットDC外国債券インデックスファンド」

「パッシブ外国債券ファンド（非課税適格機関投資家専用私募）」

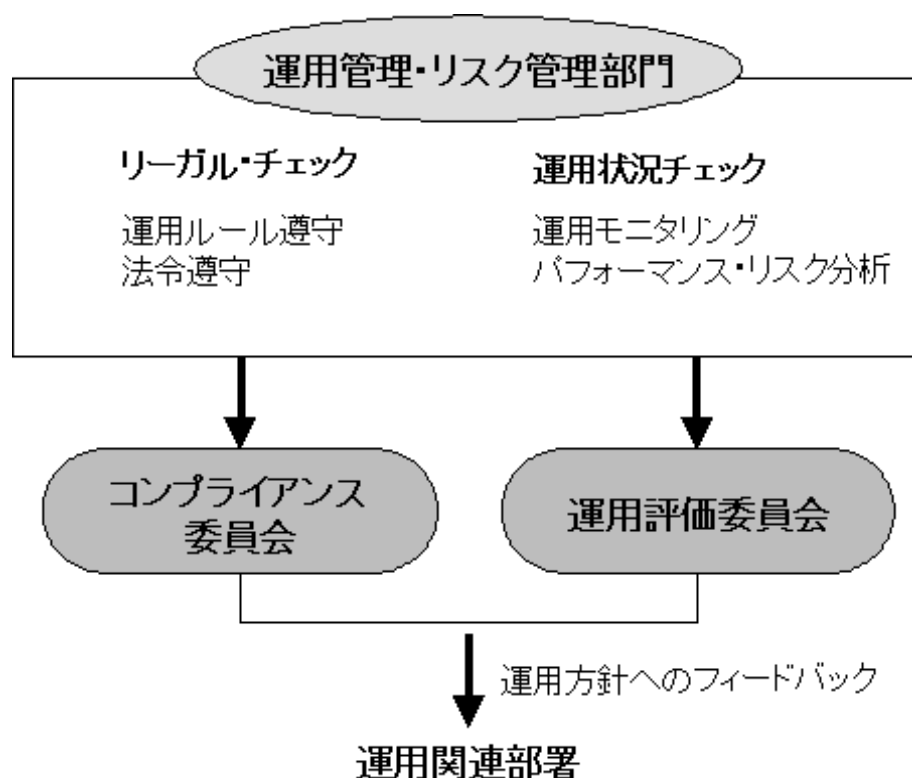
「トヨタアセット外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）」

・トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド 「トヨタアセット配当フォーカスオープン」

なお、今後当該各マザーファンドを主要投資対象とする他のファンドが設定される場合があります。

〔リスク管理体制〕

当社におけるリスク管理体制は以下のとおりです。



■コンプライアンス委員会

運用に係る投資ガイドライン及び信託約款、法令等の遵守状況について報告・審議がなされ、その結果が運用関連部署へフィードバックされることで、ファンドの健全な運用に資することを目的

とします。

■運用評価委員会

運用パフォーマンス及びリスク分析を行ない、その状況について審査・検討がなされ、運用関連部署へフィードバックされることで、透明性の高い適正な運用の実現に寄与することを目的とします。

* リスク管理体制は本書提出日（平成21年3月12日）現在であり、今後変更になる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

申込手数料率は2.1%（税抜2%）を上限とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせいただけるほか、下記の委託会社の照会先に問い合わせることができます。

照会先（委託会社）の名称	電話番号	ホームページアドレス
トヨタアセットマネジメント株式会社	03-5776-4760	http://www.tamco.co.jp/

受付時間は、営業日の8時30分～11時30分、12時30分～16時30分（日本の取引所が半休日のときは、11時30分まで）とします。

なお、収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

なお、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、信託期間終了前の解約に際し、解約者にご負担いただいてファンドに繰入れる金額のことをいいます。解約に対応してファンドで有価証券等の取引を行なう場合には、売買委託手数料等のコストが発生するほか、組入有価証券等の市場価格が変動するリスクを負うこととなります。信託財産留保額は、こうしたコストの負担について、ファンドを継続して保有される受益者との公平性を図る目的で導入されています。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.94500%（税抜0.900%）を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払います。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支払いの時にファンドから支払います。

信託報酬の配分

委託会社、販売会社、受託会社の配分は、以下の通りとします。

内訳			合計
委託会社	販売会社	受託会社	
年0.42000% （税抜0.400%）	年0.47775% （税抜0.455%）	年0.04725% （税抜0.045%）	年0.94500% （税抜0.900%）

（４）【その他の手数料等】

監査報酬

ファンドの財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、ファンドから支払います。

受益者が負担するファンドの財務諸表の監査に要する費用については、ファンドの純資産総額に年率0.00525%（税抜0.005%）を乗じて得た額とし、ファンドから支払います。ファンドから支払った年間の監査報酬額が一定額に満たない場合（ファンドの規模が小さい場合等）かかる費用を委託会社が負担することができます。

純資産総額が500億円を超える部分は、年率0.002625%（税抜0.0025%）とします。

信託事務等の諸費用

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、ファンドから支払います。

有価証券売買手数料等

ファンドの組入有価証券等の売買の際に発生する費用、先物・オプション取引に要する費用については、ファンドから支払います。

その他

資金借入れを行った場合の借入金の利息、外貨建資産の保管等に要する費用は、ファンドから支払います。

* 、 、 については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません

ファンドにかかる手数料等の合計額については、保有期間、運用状況等により異なりますので、表示することはできません

（５）【課税上の取扱い】

税金については、平成21年2月5日現在のものです。なお、税法が改正された場合等には、下記の内容が変更になることがあります。

当ファンドは、追加型の公募株式投資信託です。

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

< 個別元本について >

1. 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
3. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 収益分配金の課税について >

1. 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
2. 受益者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

● 個人の受益者に対する課税

〔平成20年12月31日まで〕

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

なお、確定申告を行ない、総合課税を選択することもできます。

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、株式等の譲渡益との損益通算が可能となります。

〔平成21年1月1日から〕

1. 普通分配金について

10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率は廃止され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用となります。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、引き続き10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。

特例措置期間の各々1年間に受け取る普通分配金など上場株式等の配当等の金額の合計額が

100万円（年間1銘柄あたり配当等の金額が1万円以下のものについては除外）までは、10%の税率が適用され、原則として確定申告は必要ありません（申告不要の特例）。また、確定申告により総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、1年間に受け取る普通分配金等の金額の合計額が100万円を超える場合、その超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用され、確定申告が必要になります。

2. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得とみなして課税が行なわれます。

10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率は廃止され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用となります。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の合計額が500万円までは、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。なお、上記年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の合計額が500万円を超える場合、その超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。また、確定申告が必要になります。

なお、一部解約時および償還時の損益（譲渡損益）については、確定申告により、他の上場株式等の売買損益および上場株式等の配当等の金額（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）との損益通算が可能となります。また、一部解約時および償還時の損失（譲渡損）については、3年間の繰越控除が可能となります。

〔平成21年1月1日から〕の個人の受益者に対する課税については、変更が予定されていますが、平成21年2月5日現在、変更については確定しておりません。

* 特定口座および買取請求での課税上の取扱いについては、各取扱販売会社にご確認下さい。

● 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%（所得税7%）、平成21年4月1日から15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

（平成21年4月1日からの法人の受益者に対する課税については、変更が予定されていますが、平成21年2月5日現在、変更については確定しておりません。）

* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

お申込からご換金または償還時までの間にご負担いただく費用は次のとおりです。

申込時および換金時に直接ご負担いただく費用

時期	項目	費用
申込時	手数料	取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.1%（税抜2%）を上限として販売会社毎に定める率を乗じた額。
換金時 （解約請求時）	手数料	ありません。
	信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額。

* 収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

- 収益分配時、換金時および償還時の差益に対しては、所得税等の税金がかかります。
前記の「課税上の取扱い」の項をご参照ください。

保有時にファンドで間接的にご負担いただく（ファンドが支払う）費用

時期	項目	費用
毎日	信託報酬率 （総額）	純資産総額に対して.....年率0.94500%（税抜0.900%）
	監査費用	純資産総額に対して..... 年率0.00525%（税抜0.005%） 純資産総額が500億円を超える部分は、年率0.002625% （税抜0.0025%）

その他費用として、

- ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払います。
- ファンドの組入有価証券等の売買の際に発生する費用、先物・オプション取引に要する費用については、ファンドから支払います。
- 資金の借入れを行なった場合の借入金の利息、外貨建資産の保管等に要する費用は、ファンドから支払います。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

以下は、平成21年1月23日現在の運用状況です。

なお、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産等の評価金額の比率をいい、小数第3位以下を四捨五入しています。

(1)【投資状況】

資産の種類	国名	評価金額（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,144,753,550	99.95
現金・預金・その他資産（負債控除後）		540,229	0.05
合計（純資産総額）		1,145,293,779	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数	簿価（円）		評価（円）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	日本	親投資信託受益証券	パッシブ外国債券マザーファンド	478,817,089	1.6763	802,687,197	1.6263	778,700,231	67.99
2	日本	親投資信託受益証券	トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド	473,181,644	0.7933	375,374,998	0.7736	366,053,319	31.96

種類別投資比率

種類	評価金額（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	1,144,753,550	99.95

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年1月23日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに各計算期間末におけるファンドの純資産総額、および1口当たりの純資産額の推移は次のとおりです。

	純資産総額 (単位：百万円)		1口当たりの純資産額 (単位：円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
当初設定日 (平成19年3月23日)	845	-	1.0000	-
第1特定期間末 (平成19年6月15日)	1,914	1,918	1.0076	1.0096
第2特定期間末 (平成19年12月17日)	1,831	1,860	0.9551	0.9701
第3特定期間末 (平成20年6月16日)	1,690	1,713	0.9193	0.9313
第4特定期間末 (平成20年12月15日)	1,219	1,246	0.6950	0.7100
平成20年1月末日	1,726	-	0.9127	-
2月末日	1,717	-	0.9115	-
3月末日	1,640	-	0.8814	-
4月末日	1,689	-	0.9118	-
5月末日	1,701	-	0.9221	-
6月末日	1,673	-	0.9167	-
7月末日	1,674	-	0.9191	-
8月末日	1,636	-	0.8989	-
9月末日	1,496	-	0.8279	-
10月末日	1,274	-	0.7119	-
11月末日	1,240	-	0.7048	-
12月末日	1,262	-	0.7202	-

平成21年1月23日（直近日）	1,145	-	0.6544	-
-----------------	-------	---	--------	---

(注)当初設定日の1口当たりの純資産額は当初元本（1口当たり1円）として記載。

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金
第 1 特定期間 平成19年3月23日～平成19年6月15日	0.0020円
第 2 特定期間 平成19年6月16日～平成19年12月17日	0.0150円
第 3 特定期間 平成19年12月18日～平成20年6月16日	0.0120円
第 4 特定期間 平成20年6月17日～平成20年12月15日	0.0150円

(注)各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

計算期間	収益率
第 1 特定期間 平成19年3月23日～平成19年6月15日	0.96%
第 2 特定期間 平成19年6月16日～平成19年12月17日	3.72%
第 3 特定期間 平成19年12月18日～平成20年6月16日	2.49%
第 4 特定期間 平成20年6月17日～平成20年12月15日	22.77%

(注)収益率＝（当特定期間末の基準価額＋当特定期間中の分配金合計額－前特定期間末の分配落ち基準価額）÷
前特定期間末の分配落ち基準価額×100

ただし、第 1 期特定期間の収益率は、当初元本（1口＝1円）を基準に算出。

（参考情報）

「パッシブ外国債券マザーファンド」の運用状況

（１）投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	オーストラリア	155,864,961	0.38
	オーストリア	786,099,888	1.94
	ベルギー	1,316,346,735	3.25
	カナダ	914,976,250	2.26
	スイス	312,905,873	0.77
	ドイツ	4,991,804,404	12.31
	デンマーク	371,158,664	0.91
	スペイン	1,698,443,370	4.19
	フィンランド	247,886,543	0.61
	フランス	4,221,711,472	10.41
	イギリス	3,140,206,135	7.74
	ギリシャ	951,641,542	2.35
	アイルランド	213,274,181	0.53
	イタリア	4,677,663,277	11.53
	オランダ	1,068,657,215	2.63
	ノルウェー	118,267,478	0.29
	マレーシア	224,463,289	0.55
	ポーランド	349,449,730	0.86
	ポルトガル	474,320,221	1.17
	シンガポール	177,470,696	0.44
	スウェーデン	259,741,630	0.64
	アメリカ	13,097,588,904	32.29
現金・預金・その他資産 （負債控除後）		795,329,965	1.96
合計（純資産総額）		40,565,272,423	100.00

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	国／ 地域	種類	銘柄	利率 (%)	償還 年月日	通貨	額面金額	簿価		評価		邦貨換算 評価額	投資 比率 (%)
								単価	簿価金額	単価	評価金額		
							(単位： 各通貨)	(単位：各通貨)		(単位：各通貨)			
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2014/11/15	米ドル	2,920,000	108.95	3,181,581.39	114.531	3,344,305.20	298,178,252	0.74
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.625	2010/06/15	米ドル	2,900,000	101.98	2,957,434.47	104.390	3,027,310.00	269,914,960	0.67
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	8.500	2020/02/15	米ドル	2,060,000	143.12	2,948,375.00	146.687	3,021,752.20	269,419,425	0.66
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.000	2018/08/15	米ドル	2,420,000	101.76	2,462,664.60	111.875	2,707,375.00	241,389,555	0.60
5	イギリス	国債証券	UK GILT	5.250	2012/06/07	英 ポンド	1,730,000	106.89	1,849,300.00	109.476	1,893,934.80	233,938,825	0.58
6	ドイツ	国債証券	BUNDES OBLIGATION	4.000	2012/04/13	ユーロ	1,880,000	102.57	1,928,391.20	106.391	2,000,150.80	231,577,460	0.57
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	7.250	2016/05/15	米ドル	1,970,000	127.59	2,513,582.10	130.234	2,565,609.80	228,749,770	0.56
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.625	2016/11/15	米ドル	2,200,000	109.17	2,401,762.00	115.640	2,544,080.00	226,830,178	0.56
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5.000	2011/02/15	米ドル	2,330,000	109.39	2,548,787.00	108.968	2,538,954.40	226,373,174	0.56
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.875	2012/02/15	米ドル	2,240,000	106.22	2,379,328.00	111.265	2,492,336.00	222,216,678	0.55
11	イタリア	国債証券	BTPS	5.000	2012/02/01	ユーロ	1,790,000	104.31	1,867,292.20	105.148	1,882,149.20	217,915,234	0.54
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.500	2012/04/30	米ドル	2,200,000	109.03	2,398,682.00	110.656	2,434,432.00	217,053,957	0.54
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2013/08/15	米ドル	2,140,000	108.59	2,323,826.00	112.937	2,416,851.80	215,486,505	0.53
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2015/08/15	米ドル	2,060,000	107.64	2,217,384.00	114.281	2,354,188.60	209,899,455	0.52
15	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB.	4.250	2014/01/04	ユーロ	1,660,000	104.25	1,730,666.20	109.033	1,809,947.80	209,555,755	0.52
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.500	2010/11/15	米ドル	2,190,000	107.43	2,352,870.30	106.937	2,341,920.30	208,805,614	0.51
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.375	2013/07/31	米ドル	2,150,000	100.07	2,151,548.00	108.515	2,333,072.50	208,016,744	0.51

18	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB.	3.250	2015/07/04	ユーロ	1,690,000	97.79	1,652,684.80	103.259	1,745,077.10	202,045,027	0.50
19	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB.	5.000	2011/07/04	ユーロ	1,610,000	105.31	1,695,491.00	108.140	1,741,054.00	201,579,232	0.50
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	11.250	2015/02/15	米ドル	1,490,000	151.31	2,254,548.80	151.078	2,251,062.20	200,704,706	0.49
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.500	2036/02/15	米ドル	1,880,000	99.35	1,867,949.20	119.671	2,249,814.80	200,593,488	0.49
22	イタリア	国債証券	BTPS	6.500	2027/11/01	ユーロ	1,550,000	120.00	1,860,000.00	111.708	1,731,474.00	200,470,060	0.49
23	イタリア	国債証券	BTPS	9.000	2023/11/01	ユーロ	1,240,000	146.43	1,815,756.80	139.159	1,725,571.60	199,786,680	0.49
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.375	2012/11/30	米ドル	2,060,000	100.54	2,071,268.20	108.140	2,227,684.00	198,620,305	0.49
25	イギリス	国債証券	UK GILT	8.000	2021/06/07	英 ポンド	1,140,000	134.41	1,532,382.60	140.728	1,604,299.20	198,163,037	0.49
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	8.750	2017/05/15	米ドル	1,530,000	140.28	2,146,299.30	143.312	2,192,673.60	195,498,778	0.48
27	イタリア	国債証券	BTPS	5.250	2011/08/01	ユーロ	1,600,000	103.59	1,657,452.34	105.424	1,686,784.00	195,295,852	0.48
28	イタリア	国債証券	BTPS	4.250	2012/10/15	ユーロ	1,620,000	101.42	1,643,033.73	102.679	1,663,399.80	192,588,429	0.47
29	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB.	3.750	2013/07/04	ユーロ	1,560,000	99.60	1,553,913.00	106.272	1,657,843.20	191,945,086	0.47
30	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	3.750	2017/04/25	ユーロ	1,610,000	98.33	1,583,113.00	101.962	1,641,588.20	190,063,082	0.47

（注）平成21年1月23日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別投資比率

資産の種類	投資比率（％）
国債証券	98.04
合計	98.04

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

（参考情報）

「トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド」の運用状況

（１）投資状況

資産の種類	国名	評価金額（円）	投資比率（％）
国内株式	日本	5,305,637,700	99.20
現金・預金・その他資産（負債控除後）		42,784,156	0.80
合計（純資産総額）		5,348,421,856	100.00

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国/ 地域	業種	株数	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価 単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	64,000	5,322.95	340,669,125	2,810	179,840,000	3.36
2	住友信託銀行	株式	日本	銀行業	380,000	685.01	260,306,870	402	152,760,000	2.86
3	武田薬品工業	株式	日本	医薬品	36,000	6,056.69	218,041,063	4,200	151,200,000	2.83
4	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	42,000	4,725.18	198,457,837	3,200	134,400,000	2.51
5	九州電力	株式	日本	電気・ガス業	60,000	2,758.86	165,532,139	2,220	133,200,000	2.49
6	みずほフィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	580,000	387.49	224,746,704	212	122,960,000	2.30
7	三井物産	株式	日本	卸売業	136,000	1,916.67	260,667,161	888	120,768,000	2.26
8	ベネッセコーポレーション	株式	日本	サービス業	27,000	4,262.30	115,082,100	4,130	111,510,000	2.08
9	東北電力	株式	日本	電気・ガス業	51,000	2,546.85	129,889,626	2,185	111,435,000	2.08
10	参天製薬	株式	日本	医薬品	38,000	2,775.00	105,450,000	2,780	105,640,000	1.98
11	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	株式	日本	情報・通信業	660	165,050.22	108,933,146	157,800	104,148,000	1.95
12	キヤノン	株式	日本	電気機器	40,000	4,657.00	186,280,342	2,540	101,600,000	1.90
13	ローソン	株式	日本	小売業	22,000	3,750.00	82,500,000	4,610	101,420,000	1.90
14	本田技研工業	株式	日本	輸送用機器	50,000	3,161.86	158,093,203	1,980	99,000,000	1.85
15	クラレ	株式	日本	化学	145,000	1,168.57	169,442,852	658	95,410,000	1.78
16	山武	株式	日本	電気機器	49,500	2,602.81	128,839,310	1,825	90,337,500	1.69
17	日本電信電話	株式	日本	情報・通信業	19,200	4,937.17	94,793,752	4,700	90,240,000	1.69
18	エア・ウォーター	株式	日本	化学	120,000	975.31	117,037,638	732	87,840,000	1.64
19	任天堂	株式	日本	その他製品	2,700	44,460.29	120,042,800	30,000	81,000,000	1.51
20	パナソニック	株式	日本	電気機器	75,000	1,972.21	147,916,077	1,058	79,350,000	1.48
21	損害保険ジャパン	株式	日本	保険業	150,000	892.00	133,801,054	529	79,350,000	1.48
22	アステラス製薬	株式	日本	医薬品	23,000	4,352.33	100,103,635	3,340	76,820,000	1.44
23	アリアケジャパン	株式	日本	食料品	48,000	1,549.19	74,361,169	1,573	75,504,000	1.41
24	良品計画	株式	日本	小売業	20,000	4,486.92	89,738,519	3,770	75,400,000	1.41
25	ホクト	株式	日本	水産・農林業	30,500	1,665.00	50,782,500	2,420	73,810,000	1.38
26	花王	株式	日本	化学	30,000	3,160.00	94,800,000	2,440	73,200,000	1.37
27	昭和シェル石油	株式	日本	石油・ 石炭製品	87,000	962.10	83,702,700	769	66,903,000	1.25
28	野村ホールディングス	株式	日本	証券、商品先物取引業	110,000	1,436.61	158,027,607	606	66,660,000	1.25
29	小松製作所	株式	日本	機械	68,000	1,034.29	70,332,216	954	64,872,000	1.21
30	セブン&アイ・ホールディングス	株式	日本	小売業	26,000	2,838.49	73,800,761	2,470	64,220,000	1.20

種類別、業種別投資比率

種類	業種	評価金額(円)	投資比率(%)
国内株式	水産・農林業	73,810,000	1.38
	建設業	70,310,000	1.31
	食料品	193,946,000	3.63
	パルプ・紙	40,300,000	0.75
	化学	598,337,500	11.19
	医薬品	391,980,000	7.33
	石油・石炭製品	126,836,000	2.37
	ガラス・土石製品	74,688,000	1.40
	鉄鋼	68,475,000	1.28
	非鉄金属	62,538,000	1.17
	金属製品	30,170,000	0.56
	機械	371,767,300	6.95
	電気機器	392,939,500	7.35
	輸送用機器	278,840,000	5.21
	精密機器	43,792,000	0.82
	その他製品	158,840,000	2.97
	電気・ガス業	304,283,000	5.69
	海運業	58,496,000	1.09
	情報・通信業	287,412,000	5.37
	卸売業	295,742,000	5.53
	小売業	352,880,400	6.60
	銀行業	490,036,000	9.16
	証券、商品先物取引業	66,660,000	1.25
	保険業	79,350,000	1.48
	その他金融業	49,880,000	0.93
	不動産業	68,943,000	1.29
	サービス業	274,386,000	5.13
小計		5,305,637,700	99.20
総計		5,305,637,700	99.20

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成19年3月23日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

申込手続等	取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得申込を行ないます。「分配金再投資コース」を選択された場合、取得申込者と販売会社との間で、累積投資契約（販売会社により異なる名称を使用することがあります。）を締結していただきます。 「定時定額購入サービス」（販売会社により異なる名称を使用することがあります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結していただきます。
販売会社	販売会社（申込取扱場所および払込取扱場所）は、下記、委託会社の照会先にお問い合わせください。 〔委託会社の照会先〕 トヨタアセットマネジメント株式会社 電話番号03-5776-4760 ホームページアドレス http://www.tamco.co.jp/ 受付時間は、営業日の8時30分～11時30分、12時30分～16時30分（日本の取引所が半休日のときは、11時30分まで）とします。 * 本書において「取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）
申込時期	継続申込期間：平成21年3月13日から平成22年3月11日まで （継続申込期間は、期間終了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます） 原則として、販売会社の毎営業日にお申込みいただけます。ただし、取得申込日がニューヨークまたはロンドンの取引所または銀行の休業日にあたる場合は、取得の申込みに応じないものとします。詳しくは、販売会社または上記「販売会社」に記載の委託会社の照会先にお問い合わせください。 申込の受付は原則として販売会社の各営業日の午後3時（日本の取引所が半休日のときは午前11時）までに受け付けたものを当日の受付分として取り扱います。これら受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとします。 「受け付けたもの」とは、販売会社での所定の手続が完了したものをいいます。
申込コース	収益分配金の受取方法により、申込みには、次の2つのコースがあります。 分配金受取りコース（収益分配金を受取るコース） 分配金再投資コース（収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース） * 販売会社によりどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。
申込価額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）とします。 * 収益分配金の再投資の場合は、原則として計算期間終了日（決算日）の基準価額をもって行ないます。 * ファンドの当初設定時の元本は、1口当たり1円です。
申込単位	最低単位を1円単位または1口単位として、販売会社が定めるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 * 収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。
申込手数料 （1万口あたり）	上記申込価額に販売会社が定める申込手数料率を乗じて得た額となります。申込手数料率は2.1%（税抜2%）を上限とします。 なお、収益分配金再投資の際には、申込手数料はかかりません。 詳しくは、販売会社にお問い合わせいただけるほか、上記「販売会社」に記載の委託会社の照会先に照会することができます。
申込代金	上記の申込価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税および地方消費税相当額を加算した額です。

払込期日	取得申込者は、販売会社の指定する日までに申込代金を販売会社に支払うものとし、各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に販売会社より委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンドの口座に払い込まれます。
振替制度と取得申込について	取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、取得申込者が申込代金を販売会社に支払うことにより、受益権の振替を行なうための振替機関等の口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。 販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。 委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、 振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。 受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。
その他	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で取得の申込の受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込の受付を取り消す場合があります。

2【換金（解約）手続等】

解約手続	お申込（買付）された販売会社へお申出ください。
解約時期	原則として、販売会社の毎営業日に解約のお申込ができます。ただし、ニューヨークまたはロンドンの取引所または銀行の休業日には、解約の申込みを受け付けられないものとし、詳しくは、販売会社または「1 申込（販売）手続等」の「販売会社」に記載の委託会社の照会先にお問い合わせください。 解約の申込の受付は原則として販売会社の各営業日の午後3時（日本の取引所が半休日のときは午前11時）までに受け付けたものを当日の受付分として取り扱います。これら受付時間を過ぎてからの申込は翌営業日の取扱いとします。 ただし、ファンドの規模および商品性格等にもとづき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には金額制限や受付時間に制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 「受け付けたもの」とは、販売会社での所定の手続が完了したものをいいます。
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。 解約価額（1万口当り）＝基準価額－信託財産留保額 ＝基準価額－（基準価額×0.1%）
解約単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位。 * 販売会社、申込コース等によって、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
解約手数料	ありません。
信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%を乗じた金額。
支払開始日	解約代金のお支払いは、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
解約価額の照会方法	解約価額については、お買付けいただいた販売会社にてご確認ください。 販売会社は「1 申込（販売）手続等」の「販売会社」に記載の委託会社の照会先に照会することができます。

振替制度と 解約について	換金の請求を受益者がするときは、原則として振替受益権をもって行なうもの とします。 換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して 当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引 き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうも のとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減 少の記載または記録が行なわれます。
その他	委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停 止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中 止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消す 場合があります。 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以 前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が その一部解約の実行の請求を撤回しない場合は、当該受付中止を解除した後の 最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとし、 販売会社への買取請求によるご換金の取扱いは販売会社により異なります。詳 しくは各販売会社にお問い合わせください。

第3【管理及び運営】**1【資産管理等の概要】****（1）【資産の評価】**

基準価額の算出 方法	基準価額＝信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示します。 「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。信託財産のうち、外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算するものとし、
基準価額の算出 頻度	毎営業日、計算されます。
基準価額の照会 方法	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。また、委託会社においてもご照会いただけます。 （委託会社の照会先は「第2 手続等」の「1 申込（販売）手続等」の「販売会社」をご覧ください。） 原則、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄の〔トヨタ〕の中で＜ＴＡイン＞に記載されている価格でご確認いただけます。投資信託協会、情報提供会社などのホームページでもご確認いただけます。
資産の評価	マザーファンドの受益証券は計算日の基準価額で評価します。 マザーファンドに組入れられるわが国の取引所上場株式は、原則、取引所における計算日の最終相場（ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段）で評価します。 マザーファンドに組入れられる外国の公社債は原則として、価格情報会社の提供する価額、金融商品取引業者等又は銀行等の提示する価額、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）のいずれかで評価します。 マザーファンドに組入れられる外貨建資産の円換算は、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値で計算されます。

（2）【保管】

受益証券の保管	当ファンドの受益権は振替受益権となっているため、受益証券は原則として発行しません。したがって、該当事項はありません。
---------	--

（3）【信託期間】

信託期間	ファンドの信託期間は、平成19年3月23日（当初設定日）以降、無期限とします。 ただし、下記「（5）その他」の「イ．信託の終了（繰上償還）」に規定する場合には、当該信託を終了させる場合があります。
------	--

（4）【計算期間】

計算期間	原則、毎月16日から翌月15日（決算日）までとします。 * 前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとし、ただし、最終計算期間の終了日は「（3）信託期間」に定める信託期間終了日とします。 （第1計算期間は平成19年3月23日から平成19年6月15日（初回決算日）まででした。）
------	---

（5）【その他】

イ．信託の終了 （繰上償還）	（約款より引用） 1. 委託会社は、信託期間の規定による信託終了の前に信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 2. 委託会社は、1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 3. 2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。 4. 3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、1.の信託契約の解約を行いません。 5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 6. 3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。 7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。 8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は「ロ．信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。 9. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
-------------------	--

ロ．信託約款の変更	（約款より引用） 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 2. 委託会社は、1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 3. 2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。 4. 3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、1.の信託約款の変更を行いません。 5. 委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、1.から5.の規定にしたがいます。
ハ．反対者の買取請求権	繰上償還または、信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行なう場合において、前記「イ．信託の終了（繰上償還）3.」または「ロ．信託約款の変更3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
二．運用に係る報告等	委託会社は「金融商品取引法」の規定に基づき毎年6月および12月の決算日を基準日として有価証券報告書を作成します。 「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき毎年6月および12月の決算時および償還時に、期間中の運用経過、組入証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。 また、月次レポートを作成しております。委託会社のホームページか販売会社にて入手することができます。
ホ．委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
ヘ．受託会社の辞任および解任	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社とその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「ロ．信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
ト．公告	委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。
チ．信託財産の分別管理	受託会社で保管された信託財産は、信託法に基づき、受託会社固有の資産（自己の資産、預金など）とは分別されて保管することが義務付けられています。但し、ご投資家の資産は日々時価で管理されていますので、投資元本を保証する仕組みではありません。
リ．信託事務の委託	受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しています。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

又、関係法人との 契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」（異なる名称を使用することがあります。）の期間は、締結日から１年間とし、期間満了の３ヶ月前に双方から何ら意思表示がないときは、同一条件で自動的に更新され、その後も同様とします。
-------------------	--

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

収益分配金に対する請求権	1. 収益分配金は、計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に帰属します。当該受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 2. 〔累積投資契約を結んでいない場合（分配金受取りコース）〕 収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社にてお支払いを開始します。 〔累積投資契約を結んでいる場合（分配金再投資コース）〕 収益分配金は、累積投資契約の規定に基づき、原則として、決算日の翌営業日に収益分配金に対する税金を差し引いた後、再投資されます。この場合の受益権の価額は決算日の基準価額とし、再投資により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。ただし、一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者へのお支払いを開始します。 3. 支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、その権利を失いその金銭は委託会社に帰属します。
償還金に対する請求権	1. 償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に帰属します。当該受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 2. 償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに販売会社にてお支払いを開始します。 3. 支払開始日から10年間その支払いを請求しないとき、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
換金（解約）請求権	受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより当該受益権を換金する権利を有します。 権利行使の方法については、「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

第4【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成19年12月18日から平成20年6月16日まで）及び当特定期間（平成20年6月17日から平成20年12月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【T Aスマート・インカムファンド（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成20年 6 月16日現在)	当期 (平成20年12月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,965,286	817,952
親投資信託受益証券	1,689,504,482	1,218,005,794
未収入金	4,000,000	4,700,000
未収利息	26	4
流動資産合計	1,695,469,794	1,223,523,750
資産合計	1,695,469,794	1,223,523,750
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,676,285	3,507,475
未払解約金	-	337,199
未払受託者報酬	70,112	44,050
未払委託者報酬	1,332,151	836,985
その他未払費用	7,779	4,884
流動負債合計	5,086,327	4,730,593
負債合計	5,086,327	4,730,593
純資産の部		
元本等		
元本	1,838,759,885	1,753,737,520
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	148,376,418	534,944,363
（分配準備積立金）	46,180,121	39,260,235
元本等合計	1,690,383,467	1,218,793,157
純資産合計	1,690,383,467	1,218,793,157
負債純資産合計	1,695,469,794	1,223,523,750

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成19年12月18日 至 平成20年 6 月16日	当期 自 平成20年 6 月17日 至 平成20年12月15日
営業収益		
受取利息	2,823	2,600
有価証券売買等損益	40,097,939	371,455,515
営業収益合計	40,095,116	371,452,915
営業費用		
受託者報酬	403,243	349,906
委託者報酬	7,661,688	6,648,113
その他費用	45,025	39,279
営業費用合計	8,109,956	7,037,298
営業損失（ ）	48,205,072	378,490,213
経常損失（ ）	48,205,072	378,490,213
当期純損失（ ）	48,205,072	378,490,213
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	35,656	2,426,655
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	86,022,360	148,376,418
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,121,617	18,726,376
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,121,617	18,726,376
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,841,017	2,205,818
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,841,017	2,205,818
分配金	22,465,242	27,024,945
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	148,376,418	534,944,363

<参考>

当ファンドは「パッシブ外国債券マザーファンド」受益証券及び「トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべてこれらのファンドの受益証券であります。

なお、これらのファンドの状況は次の通りであります。

「パッシブ外国債券マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	注記 番号	[平成20年6月16日現在]	[平成20年12月15日現在]
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金			189,607,565	224,798,031
コール・ローン			32,283,011	29,402,226
国債証券			56,613,190,229	41,608,583,830
未収入金			-	11,061,660
未収利息			909,322,990	584,589,044
前払費用			103,576,777	50,177,543
流動資産合計			57,847,980,572	42,508,612,334
資産合計			57,847,980,572	42,508,612,334
負債の部				
流動負債				
未払金			-	84,368,372
未払解約金			-	12,114,799
流動負債合計			-	96,483,171
負債合計			-	96,483,171
純資産の部				
元本等				
元本		1	27,991,380,980	24,864,203,876
剰余金				
剰余金			29,856,599,592	17,547,925,287
剰余金合計			29,856,599,592	17,547,925,287
元本等合計			57,847,980,572	42,412,129,163
純資産合計			57,847,980,572	42,412,129,163
負債・純資産合計			57,847,980,572	42,508,612,334

（注）「パッシブ外国債券マザーファンド」の計算期間は、原則として、毎年3月11日から翌年3月10日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成20年6月16日および平成20年12月15日における当該親投資信託の状況であります。

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

対象年月日 項目	自 平成19年12月18日 至 平成20年6月16日	自 平成20年6月17日 至 平成20年12月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。	国債証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	対象年月日	[平成20年6月16日現在]	[平成20年12月15日現在]
1. 本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額		26,984,399,849円	27,991,380,980円
同期中における追加設定元本額		2,846,977,104円	2,780,933,527円
同期中における解約元本額		1,839,995,973円	5,908,110,631円
同期末における元本の内訳			
パッシブ外国債券ファンド		14,127,927,581円	10,715,627,708円
（非課税適格機関投資家専用私募）			
トヨタアセットDC外国債券インデックス ファンド		13,271,494,202円	13,645,867,548円
トヨタアセット外国債券インデックス ファンドVA（適格機関投資家専用）		24,092,586円	22,402,595円
TAスマート・インカムファンド （毎月分配型）		567,866,611円	480,306,025円
計		27,991,380,980円	24,864,203,876円
2. 本報告書における開示対象ファンドの期 末における受益権の総数		27,991,380,980口	24,864,203,876口

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

[平成20年6月16日現在]		
種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
国債証券	56,613,190,229	2,670,865,268
合計	56,613,190,229	2,670,865,268

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、パッシブ外国債券マザーファンドの期首から本報告書における開示対象ファンドの期末までの期間に対応するものです。

（単位：円）

[平成20年12月15日現在]		
種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
国債証券	41,608,583,830	1,152,015,055
合計	41,608,583,830	1,152,015,055

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、パッシブ外国債券マザーファンドの期首から本報告書における開示対象ファンドの期末までの期間に対応するものです。

（デリバティブ取引等に関する注記）

１．取引の状況に関する事項

項目	対象年月日 自 平成19年12月18日 至 平成20年6月16日	自 平成20年6月17日 至 平成20年12月15日
1.取引の内容、取引の利用目的 及び取引に対する取組方針	当該親投資信託は、原則として外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的または投機を目的とする為替取引は行わない方針であります。外貨建有価証券の決済または解約金等に対する円の手当てを目的として、受渡までの期間が短い為替予約取引を利用しております。	同左
2.取引に係るリスクの内容	為替予約取引は、取引相手方の債務不履行によるリスクを有しておりますが、当該親投資信託の為替取引の受渡期間がごく短いため、リスクは限定的と考えております。	同左
3.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行につきましては、運用部門とは独立したトレーディング部門が行います。運用資産の取引の発注先に係る信用リスクを一定の範囲に制御するために、トレーディング部門での発注先については、「発注先の信用リスクに関する規則」の規定に基づき選定されます。信託約款の遵守状況はコンプライアンス部門が定期的に確認しており、問題がある場合には対応できる体制を構築しております。	同左
4.取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同左

２．取引の時価等に関する事項

（平成20年6月16日現在）

該当事項はありません。

（平成20年12月15日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成19年12月18日 至 平成20年6月16日）

該当事項はありません。

（自 平成20年6月17日 至 平成20年12月15日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

[平成20年6月16日現在]		[平成20年12月15日現在]	
1口当たり純資産額	2.0666円	1口当たり純資産額	1.7058円
（1万口当たり純資産額	20,666円）	（1万口当たり純資産額	17,058円）

[次へ](#)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	150,000.00	153,913.50	
		US TREASURY N/B	230,000.00	237,187.50	
		US TREASURY N/B	1,560,000.00	1,605,817.20	
		US TREASURY N/B	1,990,000.00	2,060,883.80	
		US TREASURY N/B	280,000.00	285,205.20	
		US TREASURY N/B	1,910,000.00	2,041,599.00	
		US TREASURY N/B	530,000.00	556,081.30	
		US TREASURY N/B	400,000.00	414,500.00	
		US TREASURY N/B	1,660,000.00	1,689,564.60	
		US TREASURY N/B	1,920,000.00	2,008,492.80	
		US TREASURY N/B	160,000.00	162,624.00	
		US TREASURY N/B	560,000.00	587,210.40	
		US TREASURY N/B	1,950,000.00	1,996,605.00	
		US TREASURY N/B	1,540,000.00	1,615,552.40	
		US TREASURY N/B	1,410,000.00	1,489,524.00	
		US TREASURY N/B	660,000.00	679,588.80	
		US TREASURY N/B	2,900,000.00	3,032,762.00	
		US TREASURY N/B	760,000.00	786,714.00	
		US TREASURY N/B	1,670,000.00	1,762,100.50	
		US TREASURY N/B	110,000.00	113,969.90	
		US TREASURY N/B	1,380,000.00	1,500,957.00	
		US TREASURY N/B	990,000.00	1,048,776.30	
		US TREASURY N/B	1,420,000.00	1,462,600.00	
		US TREASURY N/B	1,930,000.00	2,044,892.90	
		US TREASURY N/B	800,000.00	819,872.00	
		US TREASURY N/B	510,000.00	545,062.50	
		US TREASURY N/B	490,000.00	497,193.20	
		US TREASURY N/B	2,190,000.00	2,356,637.10	
		US TREASURY N/B	950,000.00	1,020,946.00	
		US TREASURY N/B	260,000.00	279,825.00	
		US TREASURY N/B	2,330,000.00	2,549,882.10	
		US TREASURY N/B	260,000.00	281,530.60	
		US TREASURY N/B	1,010,000.00	1,102,162.50	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,207,756.00	
		US TREASURY N/B	1,320,000.00	1,453,227.60	
		US TREASURY N/B	150,000.00	166,381.50	
		US TREASURY N/B	390,000.00	431,616.90	
		US TREASURY N/B	900,000.00	1,006,308.00	
		US TREASURY N/B	150,000.00	165,304.50	
		US TREASURY N/B	1,330,000.00	1,463,199.50	
		US TREASURY N/B	1,070,000.00	1,184,179.70	
		US TREASURY N/B	1,730,000.00	1,768,648.20	
		US TREASURY N/B	350,000.00	385,927.50	
		US TREASURY N/B	150,000.00	166,218.00	
		US TREASURY N/B	750,000.00	836,010.00	
		US TREASURY N/B	2,240,000.00	2,510,547.20	
		US TREASURY N/B	170,000.00	189,415.70	

US TREASURY N/B	810,000.00	900,865.80	
US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,452,296.00	
US TREASURY N/B	150,000.00	168,726.00	
US TREASURY N/B	70,000.00	79,275.00	
US TREASURY N/B	1,250,000.00	1,409,175.00	
US TREASURY N/B	600,000.00	674,622.00	
US TREASURY N/B	150,000.00	167,109.00	
US TREASURY N/B	450,000.00	504,913.50	
US TREASURY N/B	1,310,000.00	1,456,549.70	
US TREASURY N/B	930,000.00	1,041,739.50	
US TREASURY N/B	2,060,000.00	2,257,615.80	
US TREASURY N/B	1,050,000.00	1,163,851.50	
US TREASURY N/B	180,000.00	194,202.00	
US TREASURY N/B	1,060,000.00	1,186,034.00	
US TREASURY N/B	200,000.00	214,718.00	
US TREASURY N/B	870,000.00	924,775.20	
US TREASURY N/B	910,000.00	988,341.90	
US TREASURY N/B	1,770,000.00	1,955,566.80	
US TREASURY N/B	200,000.00	219,906.00	
US TREASURY N/B	760,000.00	830,178.40	
US TREASURY N/B	2,150,000.00	2,344,489.00	
US TREASURY N/B	2,140,000.00	2,432,238.40	
US TREASURY N/B	250,000.00	269,570.00	
US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,944,000.00	
US TREASURY N/B	400,000.00	424,436.00	
US TREASURY N/B	1,440,000.00	1,641,139.20	
US TREASURY N/B	620,000.00	701,858.60	
US TREASURY N/B	80,000.00	94,000.00	
US TREASURY N/B	910,000.00	1,045,071.30	
US TREASURY N/B	2,920,000.00	3,370,293.20	
US TREASURY N/B	1,490,000.00	2,252,924.70	
US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,361,436.00	
US TREASURY N/B	300,000.00	342,279.00	
US TREASURY N/B	2,060,000.00	2,378,331.80	
US TREASURY N/B	700,000.00	824,467.00	
US TREASURY N/B	1,080,000.00	1,267,304.40	
US TREASURY N/B	1,970,000.00	2,573,923.20	
US TREASURY N/B	650,000.00	785,986.50	
US TREASURY N/B	410,000.00	487,256.30	
US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,567,466.00	
US TREASURY N/B	10,000.00	13,284.30	
US TREASURY N/B	1,070,000.00	1,245,041.30	
US TREASURY N/B	1,530,000.00	2,197,692.00	
US TREASURY N/B	80,000.00	92,100.00	
US TREASURY N/B	940,000.00	1,367,700.00	
US TREASURY N/B	370,000.00	432,666.90	
US TREASURY N/B	1,840,000.00	2,086,670.40	
US TREASURY N/B	1,230,000.00	1,322,434.50	
US TREASURY N/B	580,000.00	871,450.00	
US TREASURY N/B	1,510,000.00	1,672,551.50	
US TREASURY N/B	2,420,000.00	2,716,813.00	
US TREASURY N/B	240,000.00	360,336.00	
US TREASURY N/B	310,000.00	341,725.40	
US TREASURY N/B	200,000.00	298,686.00	
US TREASURY N/B	680,000.00	975,800.00	
US TREASURY N/B	2,060,000.00	3,039,447.60	

	US TREASURY N/B	40,000.00	60,262.40	
	US TREASURY N/B	1,140,000.00	1,725,492.60	
	US TREASURY N/B	270,000.00	388,376.10	
	US TREASURY N/B	750,000.00	1,102,612.50	
	US TREASURY N/B	210,000.00	309,651.30	
	US TREASURY N/B	70,000.00	102,757.20	
	US TREASURY N/B	550,000.00	775,500.00	
	US TREASURY N/B	540,000.00	788,400.00	
	US TREASURY N/B	840,000.00	1,183,610.40	
	US TREASURY N/B	300,000.00	397,638.00	
	US TREASURY N/B	330,000.00	518,047.20	
	US TREASURY N/B	860,000.00	1,366,591.60	
	US TREASURY N/B	860,000.00	1,279,516.60	
	US TREASURY N/B	1,340,000.00	1,829,515.40	
	US TREASURY N/B	430,000.00	634,447.80	
	US TREASURY N/B	1,050,000.00	1,512,976.50	
	US TREASURY N/B	860,000.00	1,255,600.00	
	US TREASURY N/B	570,000.00	811,799.70	
	US TREASURY N/B	320,000.00	444,748.80	
	US TREASURY N/B	230,000.00	300,830.80	
	US TREASURY N/B	100,000.00	127,328.00	
	US TREASURY N/B	340,000.00	433,180.40	
	US TREASURY N/B	720,000.00	1,013,169.60	
	US TREASURY N/B	710,000.00	1,019,176.60	
	US TREASURY N/B	1,030,000.00	1,347,198.80	
	US TREASURY N/B	1,880,000.00	2,330,899.20	
	US TREASURY N/B	510,000.00	664,912.50	
	US TREASURY N/B	1,220,000.00	1,655,003.20	
	US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,376,716.00	
	US TREASURY N/B	150,000.00	192,210.00	
米ドル計	銘柄数：133	124,810,000.00	145,606,473.20	
	邦貨換算額		(13,269,117,902)	
	組入時価比率：31.3%		31.9%	
カナダドル	CANADA GOV'T	420,000.00	431,823.00	
	CANADA GOV'T	430,000.00	455,425.90	
	CANADA GOV'T	240,000.00	248,109.60	
	CANADA GOV'T	850,000.00	886,635.00	
	CANADA GOV'T	310,000.00	317,483.40	
	CANADA GOV'T	510,000.00	563,815.20	
	CANADA GOV'T	160,000.00	168,512.00	
	CANADA GOV'T	560,000.00	621,286.40	
	CANADA GOV'T	360,000.00	381,420.00	
	CANADA GOV'T	600,000.00	678,624.00	
	CANADA GOV'T	470,000.00	496,672.50	
	CANADA GOV'T	640,000.00	725,152.00	
	CANADA GOV'T	40,000.00	41,217.20	
	CANADA GOV'T	520,000.00	579,597.20	
	CANADA GOV'T	680,000.00	735,583.20	
	CANADA GOV'T	480,000.00	517,680.00	
	CANADA GOV'T	450,000.00	492,408.00	
	CANADA GOV'T	390,000.00	406,489.20	
	CANADA GOV'T	410,000.00	606,541.70	
	CANADA GOV'T	300,000.00	488,247.00	
	CANADA GOV'T	340,000.00	522,947.20	
	CANADA GOV'T	890,000.00	1,122,085.30	
	CANADA GOV'T	330,000.00	427,815.30	

	CANADA GOV'T	900,000.00	1,093,527.00	
カナダドル計	銘柄数：24	11,280,000.00	13,009,097.30	
	邦貨換算額		(955,388,105)	
	組入時価比率：2.3%		2.3%	
ユーロ	BELGIAN	520,000.00	522,210.00	
	BELGIAN	760,000.00	796,259.60	
	BELGIAN	580,000.00	584,199.20	
	BELGIAN	510,000.00	532,220.70	
	BELGIAN	660,000.00	690,756.00	
	BELGIAN	520,000.00	601,640.00	
	BELGIAN	220,000.00	222,268.20	
	BELGIAN	820,000.00	837,203.60	
	BELGIAN	380,000.00	383,640.40	
	BELGIAN	730,000.00	747,067.40	
	BELGIAN	660,000.00	808,493.40	
	BELGIAN	180,000.00	178,057.80	
	BELGIAN	440,000.00	417,344.40	
	BELGIAN	380,000.00	378,966.40	
	BELGIAN	1,000,000.00	1,107,750.00	
	BELGIAN	320,000.00	317,584.00	
	BELGIAN	580,000.00	569,797.80	
	BELGIAN	600,000.00	690,258.00	
	BELGIAN	770,000.00	845,637.10	
	BTPS	450,000.00	451,197.00	
	BTPS	810,000.00	819,396.00	
	BTPS	1,350,000.00	1,344,073.50	
	BTPS	1,080,000.00	1,100,520.00	
	BTPS	1,350,000.00	1,401,583.50	
	BTPS	820,000.00	824,239.40	
	BTPS	1,120,000.00	1,121,971.20	
	BTPS	1,600,000.00	1,661,104.00	
	BTPS	340,000.00	344,379.20	
	BTPS	390,000.00	391,275.30	
	BTPS	1,790,000.00	1,843,127.20	
	BTPS	1,330,000.00	1,329,547.80	
	BTPS	1,620,000.00	1,628,181.00	
	BTPS	1,010,000.00	1,031,614.00	
	BTPS	300,000.00	300,732.00	
	BTPS	510,000.00	513,468.00	
	BTPS	1,390,000.00	1,387,067.10	
	BTPS	1,180,000.00	1,178,572.20	
	BTPS	1,610,000.00	1,566,803.70	
	BTPS	930,000.00	897,273.30	
	BTPS	1,290,000.00	1,258,085.40	
	BTPS	1,380,000.00	1,459,087.80	
	BTPS	1,030,000.00	1,030,927.00	
	BTPS	1,090,000.00	1,084,321.10	
	BTPS	1,150,000.00	1,129,990.00	
	BTPS	40,000.00	39,687.20	
	BTPS	1,160,000.00	1,141,648.80	
	BTPS	690,000.00	620,427.30	
	BTPS	550,000.00	532,009.50	
	BTPS	1,240,000.00	1,754,686.80	
	BTPS	510,000.00	628,733.10	
	BTPS	1,550,000.00	1,770,286.00	
	BTPS	1,270,000.00	1,269,822.20	

BTPS	850,000.00	916,215.00	
BTPS	1,260,000.00	1,317,355.20	
BTPS	1,460,000.00	1,415,791.20	
BTPS	1,080,000.00	897,426.00	
BTPS	490,000.00	476,392.70	
BUNDES OBLIGATION	1,590,000.00	1,612,228.20	
BUNDES OBLIGATION	960,000.00	964,272.00	
BUNDES OBLIGATION	880,000.00	904,974.40	
BUNDES OBLIGATION	1,250,000.00	1,288,475.00	
BUNDES OBLIGATION	1,880,000.00	1,960,633.20	
BUNDES OBLIGATION	1,060,000.00	1,117,367.20	
BUNDES OBLIGATION	1,290,000.00	1,324,352.70	
BUNDES OBLIGATION	260,000.00	273,821.60	
BUNDES REPUB.	310,000.00	320,518.30	
BUNDES REPUB.	1,420,000.00	1,483,332.00	
BUNDES REPUB.	1,140,000.00	1,208,137.80	
BUNDES REPUB.	1,610,000.00	1,713,957.70	
BUNDES REPUB.	1,100,000.00	1,178,034.00	
BUNDES REPUB.	1,390,000.00	1,494,083.20	
BUNDES REPUB.	100,000.00	106,279.00	
BUNDES REPUB.	1,560,000.00	1,619,872.80	
BUNDES REPUB.	1,660,000.00	1,767,169.60	
BUNDES REPUB.	780,000.00	832,189.80	
BUNDES REPUB.	970,000.00	1,010,827.30	
BUNDES REPUB.	1,690,000.00	1,710,280.00	
BUNDES REPUB.	990,000.00	1,011,354.30	
BUNDES REPUB.	790,000.00	930,785.90	
BUNDES REPUB.	990,000.00	1,039,420.80	
BUNDES REPUB.	1,190,000.00	1,230,043.50	
BUNDES REPUB.	990,000.00	1,059,399.00	
BUNDES REPUB.	1,190,000.00	1,256,604.30	
BUNDES REPUB.	960,000.00	1,035,129.60	
BUNDES REPUB.	150,000.00	155,707.50	
BUNDES REPUB.	400,000.00	508,940.00	
BUNDES REPUB.	780,000.00	1,027,072.80	
BUNDES REPUB.	570,000.00	687,271.80	
BUNDES REPUB.	440,000.00	483,155.20	
BUNDES REPUB.	530,000.00	685,570.90	
BUNDES REPUB.	1,030,000.00	1,230,293.80	
BUNDES REPUB.	1,130,000.00	1,250,220.70	
BUNDES REPUB.	1,030,000.00	1,055,801.50	
BUNDES REPUB.	670,000.00	721,409.10	
BUNDES REPUB.	770,000.00	896,595.70	
BUNDESSCHATZANW	830,000.00	845,728.50	
BUNDESSCHATZANW	960,000.00	970,041.60	
BUNDESSCHATZANW	850,000.00	880,243.00	
BUNDESSCHATZANW	500,000.00	514,640.00	
FINNISH GOV'T	290,000.00	291,319.50	
FINNISH GOV'T	360,000.00	382,424.40	
FINNISH GOV'T	140,000.00	144,565.40	
FINNISH GOV'T	390,000.00	420,396.60	
FINNISH GOV'T	280,000.00	290,805.20	
FINNISH GOV'T	270,000.00	271,274.40	
FINNISH GOV'T	280,000.00	288,478.40	
FRANCE O.A.T	690,000.00	710,706.90	
FRANCE O.A.T.	1,140,000.00	1,186,124.40	

FRANCE O.A.T.	1,060,000.00	1,114,844.40	
FRANCE O.A.T.	740,000.00	802,752.00	
FRANCE O.A.T.	970,000.00	1,027,210.60	
FRANCE O.A.T.	1,240,000.00	1,316,644.40	
FRANCE O.A.T.	430,000.00	455,086.20	
FRANCE O.A.T.	480,000.00	575,913.60	
FRANCE O.A.T.	810,000.00	835,984.80	
FRANCE O.A.T.	1,340,000.00	1,382,625.40	
FRANCE O.A.T.	1,130,000.00	1,166,928.40	
FRANCE O.A.T.	1,150,000.00	1,188,318.00	
FRANCE O.A.T.	960,000.00	964,540.80	
FRANCE O.A.T.	960,000.00	934,281.60	
FRANCE O.A.T.	820,000.00	806,273.20	
FRANCE O.A.T.	1,310,000.00	1,436,677.00	
FRANCE O.A.T.	1,610,000.00	1,626,341.50	
FRANCE O.A.T.	860,000.00	897,349.80	
FRANCE O.A.T.	610,000.00	626,250.40	
FRANCE O.A.T.	660,000.00	687,687.00	
FRANCE O.A.T.	1,130,000.00	1,178,284.90	
FRANCE O.A.T.	780,000.00	1,101,851.40	
FRANCE O.A.T.	800,000.00	787,624.00	
FRANCE O.A.T.	260,000.00	386,960.60	
FRANCE O.A.T.	840,000.00	1,040,936.40	
FRANCE O.A.T.	800,000.00	944,136.00	
FRANCE O.A.T.	1,260,000.00	1,553,101.20	
FRANCE O.A.T.	820,000.00	906,920.00	
FRANCE O.A.T.	510,000.00	509,469.60	
FRANCE O.A.T.	920,000.00	928,611.20	
FRENCH TREASURY NOTE	1,180,000.00	1,189,015.20	
FRENCH TREASURY NOTE	610,000.00	609,859.70	
FRENCH TREASURY NOTE	220,000.00	224,413.20	
FRENCH TREASURY NOTE	1,060,000.00	1,067,271.60	
FRENCH TREASURY NOTE	940,000.00	957,079.80	
FRENCH TREASURY NOTE	1,440,000.00	1,474,804.80	
FRENCH TREASURY NOTE	1,140,000.00	1,195,210.20	
FRENCH TREASURY NOTE	80,000.00	81,820.00	
FRENCH TREASURY NOTE	580,000.00	609,835.20	
HELLENIC REPUBLIC	620,000.00	615,120.60	
HELLENIC REPUBLIC	520,000.00	535,256.80	
HELLENIC REPUBLIC	180,000.00	177,120.00	
HELLENIC REPUBLIC	410,000.00	417,240.60	
HELLENIC REPUBLIC	470,000.00	459,777.50	
HELLENIC REPUBLIC	340,000.00	343,927.00	
HELLENIC REPUBLIC	140,000.00	135,577.40	
HELLENIC REPUBLIC	830,000.00	812,412.30	
HELLENIC REPUBLIC	290,000.00	274,905.50	
HELLENIC REPUBLIC	640,000.00	675,212.80	
HELLENIC REPUBLIC	250,000.00	241,222.50	
HELLENIC REPUBLIC	440,000.00	406,322.40	
HELLENIC REPUBLIC	390,000.00	352,068.60	
HELLENIC REPUBLIC	380,000.00	354,851.60	
HELLENIC REPUBLIC	620,000.00	584,945.20	
HELLENIC REPUBLIC	430,000.00	473,258.00	
HELLENIC REPUBLIC	330,000.00	343,081.20	
HELLENIC REPUBLIC	480,000.00	428,688.00	
HELLENIC REPUBLIC	490,000.00	397,595.80	

HELLENIC REPUBLIC	620,000.00	502,212.40	
IRISH GOV'T	210,000.00	211,984.50	
IRISH GOV'T	310,000.00	322,564.30	
IRISH GOV'T	390,000.00	400,494.90	
IRISH GOV'T	260,000.00	259,729.60	
IRISH GOV'T	380,000.00	369,268.80	
IRISH GOV'T	420,000.00	411,629.40	
NETHERLANDS	830,000.00	835,220.70	
NETHERLANDS	840,000.00	876,456.00	
NETHERLANDS	130,000.00	133,364.40	
NETHERLANDS	790,000.00	832,059.60	
NETHERLANDS	710,000.00	753,430.70	
NETHERLANDS	390,000.00	404,348.10	
NETHERLANDS	930,000.00	942,973.50	
NETHERLANDS	440,000.00	432,159.20	
NETHERLANDS	680,000.00	692,376.00	
NETHERLANDS	540,000.00	564,856.20	
NETHERLANDS	710,000.00	715,722.60	
NETHERLANDS	300,000.00	412,698.00	
NETHERLANDS	530,000.00	517,725.20	
NETHERLANDS	230,000.00	269,562.30	
NETHERLANDS	750,000.00	749,932.50	
PORTUGUESE	400,000.00	415,388.00	
PORTUGUESE	250,000.00	248,777.50	
PORTUGUESE	190,000.00	197,746.30	
PORTUGUESE	380,000.00	393,870.00	
PORTUGUESE	350,000.00	371,588.00	
PORTUGUESE	440,000.00	447,810.00	
PORTUGUESE	450,000.00	431,244.00	
PORTUGUESE	200,000.00	200,544.00	
PORTUGUESE	320,000.00	324,736.00	
PORTUGUESE	260,000.00	264,360.20	
PORTUGUESE	410,000.00	395,338.40	
PORTUGUESE	120,000.00	126,541.20	
PORTUGUESE	370,000.00	353,483.20	
REPUBLIC OF AUSTRIA	550,000.00	568,045.50	
REPUBLIC OF AUSTRIA	390,000.00	408,189.60	
REPUBLIC OF AUSTRIA	600,000.00	630,846.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	750,000.00	756,975.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	500,000.00	516,490.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	340,000.00	334,471.60	
REPUBLIC OF AUSTRIA	530,000.00	532,178.30	
REPUBLIC OF AUSTRIA	560,000.00	569,884.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	480,000.00	501,182.40	
REPUBLIC OF AUSTRIA	230,000.00	232,904.90	
REPUBLIC OF AUSTRIA	500,000.00	483,295.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	440,000.00	407,563.20	
REPUBLIC OF AUSTRIA	390,000.00	482,843.40	
REPUBLIC OF AUSTRIA	360,000.00	355,460.40	
SPANISH GOV'T	960,000.00	976,627.20	
SPANISH GOV'T	620,000.00	623,943.20	
SPANISH GOV'T	710,000.00	724,611.80	
SPANISH GOV'T	910,000.00	958,211.80	
SPANISH GOV'T	530,000.00	559,160.60	
SPANISH GOV'T	1,070,000.00	1,122,644.00	
SPANISH GOV'T	630,000.00	637,175.70	

	SPANISH GOV'T	460,000.00	503,212.40	
	SPANISH GOV'T	560,000.00	571,922.40	
	SPANISH GOV'T	300,000.00	306,657.00	
	SPANISH GOV'T	540,000.00	567,021.60	
	SPANISH GOV'T	970,000.00	999,652.90	
	SPANISH GOV'T	680,000.00	649,026.00	
	SPANISH GOV'T	510,000.00	505,042.80	
	SPANISH GOV'T	830,000.00	921,117.40	
	SPANISH GOV'T	820,000.00	821,558.00	
	SPANISH GOV'T	190,000.00	202,203.70	
	SPANISH GOV'T	670,000.00	808,281.30	
	SPANISH GOV'T	840,000.00	992,317.20	
	SPANISH GOV'T	670,000.00	650,757.60	
	SPANISH GOV'T	320,000.00	348,054.40	
ユーロ計	銘柄数：234	170,880,000.00	178,095,924.10	
	邦貨換算額		(21,838,122,213)	
	組入時価比率：51.5%		52.5%	
英ポンド	UK GILT	920,000.00	962,513.20	
	UK GILT	450,000.00	469,840.50	
	UK GILT	460,000.00	500,144.20	
	UK GILT	1,080,000.00	1,121,720.40	
	UK GILT	400,000.00	464,568.00	
	UK GILT	360,000.00	363,571.20	
	UK GILT	680,000.00	724,172.80	
	UK GILT	930,000.00	1,000,587.00	
	UK GILT	740,000.00	782,587.00	
	UK GILT	470,000.00	571,487.10	
	UK GILT	700,000.00	760,991.00	
	UK GILT	710,000.00	762,831.10	
	UK GILT	950,000.00	1,198,121.00	
	UK GILT	1,030,000.00	1,064,638.90	
	UK GILT	720,000.00	983,476.80	
	UK GILT	940,000.00	1,042,666.80	
	UK GILT	280,000.00	295,996.40	
	UK GILT	950,000.00	1,018,371.50	
	UK GILT	1,140,000.00	1,596,376.20	
	UK GILT	780,000.00	835,926.00	
	UK GILT	1,120,000.00	1,096,144.00	
	UK GILT	1,040,000.00	1,258,691.20	
	UK GILT	610,000.00	638,121.00	
	UK GILT	710,000.00	697,709.90	
	UK GILT	910,000.00	915,833.10	
	UK GILT	1,210,000.00	1,346,125.00	
	UK GILT	1,340,000.00	1,426,577.40	
	UK GILT	770,000.00	789,527.20	
	UK GILT	50,000.00	50,916.00	
	UK GILT	970,000.00	1,023,757.40	
英ポンド計	銘柄数：30	23,420,000.00	25,763,989.30	
	邦貨換算額		(3,521,164,417)	
	組入時価比率：8.3%		8.5%	
スイスフラン	SWISS GOV'T	310,000.00	323,553.20	
	SWISS GOV'T	580,000.00	622,142.80	
	SWISS GOV'T	260,000.00	272,474.80	
	SWISS GOV'T	630,000.00	691,362.00	
	SWISS GOV'T	160,000.00	179,604.80	
	SWISS GOV'T	400,000.00	415,812.00	

	SWISS GOV'T	230,000.00	268,557.20	
	SWISS GOV'T	310,000.00	331,991.40	
	SWISS GOV'T	400,000.00	429,168.00	
	SWISS GOV'T	100,000.00	116,942.00	
	SWISS GOV'T	320,000.00	380,652.80	
スイスフラン計	銘柄数：11	3,700,000.00	4,032,261.00	
	邦貨換算額		(313,185,711)	
	組入時価比率：0.7%		0.8%	
スウェーデンクローナ	SWEDEN GOV'T	2,360,000.00	2,414,091.20	
	SWEDEN GOV'T	2,480,000.00	2,657,022.40	
	SWEDEN GOV'T	3,170,000.00	3,541,143.60	
	SWEDEN GOV'T	3,360,000.00	4,067,616.00	
	SWEDEN GOV'T	1,800,000.00	1,998,684.00	
	SWEDEN GOV'T	4,670,000.00	4,748,596.10	
	SWEDEN GOV'T	990,000.00	1,061,062.20	
	SWEDEN GOV'T	2,480,000.00	2,779,633.60	
	SWEDEN GOV'T	2,680,000.00	3,216,375.20	
スウェーデンクローナ計	銘柄数：9	23,990,000.00	26,484,224.30	
	邦貨換算額		(302,184,999)	
	組入時価比率：0.7%		0.7%	
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOV'T	2,550,000.00	2,721,946.50	
	NORWEGIAN GOV'T	2,390,000.00	2,680,815.20	
	NORWEGIAN GOV'T	1,890,000.00	2,019,975.30	
	NORWEGIAN GOV'T	1,510,000.00	1,548,701.30	
ノルウェークローネ計	銘柄数：4	8,340,000.00	8,971,438.30	
	邦貨換算額		(118,422,985)	
	組入時価比率：0.3%		0.3%	
デンマーククローネ	DENMARK BULLET	2,690,000.00	2,729,274.00	
	DENMARK BULLET	3,390,000.00	3,645,945.00	
	DENMARK BULLET	3,750,000.00	3,984,975.00	
	DENMARK BULLET	3,740,000.00	3,808,778.60	
	DENMARK BULLET	1,950,000.00	1,982,506.50	
	DENMARK BULLET	1,800,000.00	2,355,210.00	
	DENMARK BULLET	2,440,000.00	2,665,504.80	
デンマーククローネ計	銘柄数：7	19,760,000.00	21,172,193.90	
	邦貨換算額		(348,494,311)	
	組入時価比率：0.8%		0.8%	
ポーランドズロチ	POLAND GOV'T	1,710,000.00	1,709,076.60	
	POLAND GOV'T	60,000.00	54,835.80	
	POLAND GOV'T	1,000,000.00	1,005,830.00	
	POLAND GOV'T	1,700,000.00	1,645,821.00	
	POLAND GOV'T	640,000.00	622,476.80	
	POLAND GOV'T	1,680,000.00	1,654,514.40	
	POLAND GOV'T	2,420,000.00	2,349,699.00	
	POLAND GOV'T	500,000.00	515,355.00	
	POLAND GOV'T	1,270,000.00	1,234,465.40	
	POLAND GOV'T	1,380,000.00	1,384,567.80	
ポーランドズロチ計	銘柄数：10	12,360,000.00	12,176,641.80	
	邦貨換算額		(374,309,968)	
	組入時価比率：0.9%		0.9%	
オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOV'T	360,000.00	374,508.00	
	AUSTRALIAN GOV'T	310,000.00	328,705.40	
	AUSTRALIAN GOV'T	170,000.00	182,183.90	
	AUSTRALIAN GOV'T	350,000.00	391,447.00	
	AUSTRALIAN GOV'T	50,000.00	56,103.50	
	AUSTRALIAN GOV'T	380,000.00	430,714.80	

	AUSTRALIAN GOV'T	270,000.00	304,098.30	
	AUSTRALIAN GOV'T	350,000.00	376,838.00	
	AUSTRALIAN GOV'T	190,000.00	214,449.20	
オーストラリアドル計	銘柄数：9	2,430,000.00	2,659,048.10	
	邦貨換算額		(161,563,762)	
	組入時価比率：0.4%		0.4%	
シンガポールドル	SINGAPORE GOV'T	50,000.00	51,075.50	
	SINGAPORE GOV'T	300,000.00	317,076.00	
	SINGAPORE GOV'T	260,000.00	272,142.00	
	SINGAPORE GOV'T	240,000.00	256,008.00	
	SINGAPORE GOV'T	180,000.00	188,069.40	
	SINGAPORE GOV'T	190,000.00	204,662.30	
	SINGAPORE GOV'T	90,000.00	94,045.50	
	SINGAPORE GOV'T	70,000.00	70,902.30	
	SINGAPORE GOV'T	110,000.00	114,286.70	
	SINGAPORE GOV'T	210,000.00	232,703.10	
	SINGAPORE GOV'T	310,000.00	352,215.80	
	SINGAPORE GOV'T	60,000.00	70,582.20	
	SINGAPORE GOV'T	410,000.00	457,326.30	
	SINGAPORE GOV'T	260,000.00	286,111.80	
	SINGAPORE GOV'T	60,000.00	68,347.20	
シンガポールドル計	銘柄数：15	2,800,000.00	3,035,554.10	
	邦貨換算額		(186,807,999)	
	組入時価比率：0.4%		0.4%	
マレーシアリングット	MALAYSIAN GOV'T	1,380,000.00	1,393,896.60	
	MALAYSIAN GOV'T	120,000.00	121,035.60	
	MALAYSIAN GOV'T	990,000.00	1,004,048.10	
	MALAYSIAN GOV'T	460,000.00	469,140.20	
	MALAYSIAN GOV'T	740,000.00	753,253.40	
	MALAYSIAN GOV'T	300,000.00	304,965.00	
	MALAYSIAN GOV'T	410,000.00	413,066.80	
	MALAYSIAN GOV'T	560,000.00	610,607.20	
	MALAYSIAN GOV'T	90,000.00	97,604.10	
	MALAYSIAN GOV'T	1,070,000.00	1,130,658.30	
	MALAYSIAN GOV'T	480,000.00	491,995.20	
	MALAYSIAN GOV'T	650,000.00	691,138.50	
	MALAYSIAN GOV'T	560,000.00	674,940.00	
	MALAYSIAN GOV'T	170,000.00	161,870.60	
	MALAYSIAN GOV'T	240,000.00	285,360.00	
マレーシアリングット計	銘柄数：15	8,220,000.00	8,603,579.60	
	邦貨換算額		(219,821,458)	
	組入時価比率：0.5%		0.5%	
小計			41,608,583,830	
			(41,608,583,830)	
合計			41,608,583,830	
			(41,608,583,830)	

（注）1. 小計欄及び合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

2. 組入時価比率は、純資産額に対する比率であります。その右の比率は、合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

[次へ](#)

「トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	注記 番号	[平成20年6月16日現在]	[平成20年12月15日現在]
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
コール・ローン			57,813,800	116,416,654
株式			8,492,332,500	5,725,789,900
未収入金			23,053,741	18,656,573
未収配当金			95,533,450	6,202,000
未収利息			773	637
流動資産合計			8,668,734,264	5,867,065,764
資産合計			8,668,734,264	5,867,065,764
負債の部				
流動負債				
未払金			30,894,575	42,962,359
未払解約金			6,100,000	1,600,000
流動負債合計			36,994,575	44,562,359
負債合計			36,994,575	44,562,359
純資産の部				
元本等				
元本	1		6,882,076,257	6,991,341,199
剰余金				
剰余金			1,749,663,432	-
欠損金			-	1,168,837,794
剰余金合計	3		1,749,663,432	1,168,837,794
元本等合計			8,631,739,689	5,822,503,405
純資産合計			8,631,739,689	5,822,503,405
負債・純資産合計			8,668,734,264	5,867,065,764

（注）「トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド」の計算期間は、原則として、毎年1月26日から翌年1月25日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成20年6月16日および平成20年12月15日における当該親投資信託の状況であります。

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

対象年月日 項目	自 平成19年12月18日 至 平成20年6月16日	自 平成20年6月17日 至 平成20年12月15日
有価証券の評価 基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左

(貸借対照表に関する注記)

対象年月日 項目	[平成20年6月16日現在]	[平成20年12月15日現在]
1. 本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額 同期中における追加設定元本額 同期中における解約元本額	7,835,931,900円 322,879,051円 1,276,734,694円	6,882,076,257円 261,519,335円 152,254,393円
同期末における元本の内訳 トヨタアセット配当フォーカスオープン T A スマート・インカムファンド (毎月分配型) 計	6,470,697,414円 411,378,843円 6,882,076,257円	6,512,595,068円 478,746,131円 6,991,341,199円
2. 本報告書における開示対象ファンドの 期末における受益権の総数	6,882,076,257口	6,991,341,199口
3. 元本の欠損	-	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,168,837,794円であります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

[平成20年6月16日現在]		
種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	8,492,332,500	374,927,711
合計	8,492,332,500	374,927,711

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、トヨタアセット配当フォーカスマザーファンドの期首から本報告書における開示対象ファンドの期末までの期間に対応するものです。

(単位：円)

[平成20年12月15日現在]

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株式	5,725,789,900	2,201,111,587
合計	5,725,789,900	2,201,111,587

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、トヨタアセット配当フォーカスマザーファンドの期首から本報告書における開示対象ファンドの期末までの期間に対応するものです。

（デリバティブ取引等に関する注記）

（自 平成19年12月18日 至 平成20年6月16日）

該当事項はありません。

（自 平成20年6月17日 至 平成20年12月15日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成19年12月18日 至 平成20年6月16日）

該当事項はありません。

（自 平成20年6月17日 至 平成20年12月15日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

[平成20年6月16日現在]		[平成20年12月15日現在]	
1口当たり純資産額	1.2542円	1口当たり純資産額	0.8328円
（1万口当たり純資産額	12,542円）	（1万口当たり純資産額	8,328円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
円	ホクト	35,000	2,530.00	88,550,000	
	矢作建設工業	80,000	489.00	39,120,000	
	パナホーム	70,000	535.00	37,450,000	
	コカ・コーラ セントラル ジャパン	52	667,000.00	34,684,000	
	J - オイルミルズ	60,000	363.00	21,780,000	
	焼津水産化学工業	44,000	1,016.00	44,704,000	
	アリアケジャパン	48,000	1,415.00	67,920,000	
	ロック・フィールド	20,000	1,219.00	24,380,000	
	王子製紙	100,000	511.00	51,100,000	
	クラレ	145,000	695.00	100,775,000	
	旭化成	80,000	388.00	31,040,000	
	昭和電工	250,000	135.00	33,750,000	
	日産化学工業	48,000	886.00	42,528,000	
	信越化学工業	8,100	4,070.00	32,967,000	
	エア・ウォーター	120,000	858.00	102,960,000	
	J S R	48,000	968.00	46,464,000	
	日本化薬	85,000	464.00	39,440,000	
	花王	30,000	2,675.00	80,250,000	
	太陽インキ製造	15,000	1,585.00	23,775,000	
	マンダム	18,000	2,520.00	45,360,000	
	日東電工	15,500	1,602.00	24,831,000	
	ニフコ	42,000	970.00	40,740,000	
	武田薬品工業	36,000	4,530.00	163,080,000	
	アステラス製薬	23,000	3,420.00	78,660,000	
	エーザイ	18,000	3,520.00	63,360,000	
	参天製薬	40,000	2,635.00	105,400,000	
	昭和シェル石油	87,000	851.00	74,037,000	
	東燃ゼネラル石油	73,000	913.00	66,649,000	
	旭硝子	90,000	504.00	45,360,000	
	フジミインコーポレーテッド	24,000	1,109.00	26,616,000	
	新日本製鐵	155,000	296.00	45,880,000	
	神戸製鋼所	200,000	162.00	32,400,000	
	DOWAホールディングス	98,000	290.00	28,420,000	
	アサヒブリテック	35,000	1,169.00	40,915,000	
	トーカロ	35,000	757.00	26,495,000	
	三浦工業	25,000	2,125.00	53,125,000	
	日阪製作所	37,000	1,155.00	42,735,000	
	ナブテスコ	60,000	533.00	31,980,000	
	オイレス工業	33,600	1,313.00	44,116,800	
	サトー	28,500	1,041.00	29,668,500	
	小松製作所	44,000	1,158.00	50,952,000	
	アネスト岩田	96,000	296.00	28,416,000	
	マックス	42,000	995.00	41,790,000	
	日本精工	80,000	358.00	28,640,000	
	日立工機	32,000	744.00	23,808,000	
	I D E C	27,000	918.00	24,786,000	
	パナソニック	60,000	1,044.00	62,640,000	
	山武	49,500	2,100.00	103,950,000	
	日本光電工業	18,000	1,889.00	34,002,000	
	村田製作所	14,300	3,120.00	44,616,000	

小糸製作所	40,000	588.00	23,520,000	
キヤノン	40,000	2,745.00	109,800,000	
トヨタ自動車	64,000	3,030.00	193,920,000	
本田技研工業	50,000	2,085.00	104,250,000	
HOYA	28,000	1,438.00	40,264,000	
SHOEI	20,000	865.00	17,300,000	
ビジョン	29,400	2,525.00	74,235,000	
任天堂	1,600	34,800.00	55,680,000	
中部電力	25,000	2,715.00	67,875,000	
東北電力	47,000	2,450.00	115,150,000	
九州電力	60,000	2,380.00	142,800,000	
東京瓦斯	86,000	451.00	38,786,000	
日本郵船	128,000	547.00	70,016,000	
マクロミル	260	101,300.00	26,338,000	
野村総合研究所	30,000	1,864.00	55,920,000	
日本オラクル	5,000	3,870.00	19,350,000	
伊藤忠テクノソリューションズ	15,000	2,240.00	33,600,000	
日本電信電話	192	455,000.00	87,360,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	520	171,000.00	88,920,000	
高千穂電気	26,100	851.00	22,211,100	
アズワン	21,500	2,000.00	43,000,000	
三井物産	120,000	851.00	102,120,000	
住友商事	59,000	787.00	46,433,000	
岩谷産業	150,000	205.00	30,750,000	
東陽テクニカ	50,000	1,294.00	64,700,000	
ローソン	22,000	5,290.00	116,380,000	
セブン&アイ・ホールディングス	26,000	2,935.00	76,310,000	
サンマルクホールディングス	16,000	2,720.00	43,520,000	
良品計画	12,000	4,200.00	50,400,000	
原信ナルスホールディングス	24,000	1,018.00	24,432,000	
ミニストップ	20,000	1,922.00	38,440,000	
アークス	34,500	1,405.00	48,472,500	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	100,000	517.00	51,700,000	
三井住友フィナンシャルグループ	410	352,000.00	144,320,000	
横浜銀行	65,000	526.00	34,190,000	
住友信託銀行	380,000	465.00	176,700,000	
みずほフィナンシャルグループ	575	239,500.00	137,712,500	
野村ホールディングス	110,000	670.00	73,700,000	
損害保険ジャパン	150,000	490.00	73,500,000	
イオンクレジットサービス	32,000	1,075.00	34,400,000	
日立キャピタル	25,000	1,084.00	27,100,000	
野村不動産ホールディングス	24,000	1,666.00	39,984,000	
空港施設	61,500	567.00	34,870,500	
アトリウム	26,000	344.00	8,944,000	
ベネフィット・ワン	50	74,000.00	3,700,000	
もしもしホットライン	24,000	1,979.00	47,496,000	
総合メディカル	11,500	2,880.00	33,120,000	
乃村工藝社	67,000	297.00	19,899,000	
セコム	16,000	4,660.00	74,560,000	
メイテック	12,000	1,811.00	21,732,000	
ベネッセコーポレーション	29,200	4,070.00	118,844,000	
合計			5,725,789,900	

株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別 項目	前期 自 平成19年12月18日 至 平成20年6月16日	当期 自 平成20年6月17日 至 平成20年12月15日
1. 有価証券の評価 基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。時価評価にあたって は、親投資信託受益証券の基準価額 に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作 成のための基本とな る重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成19年12月15日及びその翌日と 平成20年6月15日が休日のため、前 特定期間末日を平成19年12月17日 とし、当特定期間末日を平成20年6 月16日としております。このため、 当特定期間は182日となっております。	特定期間末日の取扱い 平成20年6月15日が休日のため、前 特定期間末日を平成20年6月16日と してしております。このため、当特定期 間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

期別 項目	前期 [平成20年6月16日現在]	当期 [平成20年12月15日現在]
1. 期首元本額	1,917,303,552円	1,838,759,885円
期中追加設定元本額	36,415,482円	16,491,582円
期中解約元本額	114,959,149円	101,513,947円
2. 特定期間末日における 受益権の総数	1,838,759,885口	1,753,737,520口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額 は148,376,418円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額 は534,944,363円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

期別 項目	前期 自 平成19年12月18日 至 平成20年6月16日	当期 自 平成20年6月17日 至 平成20年12月15日
分配金の計算過程	(平成19年12月18日から平成20年1 月15日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当 期純損失金額分配後の配当等収益 から費用を控除した額(3,676,653 円)、解約に伴う当期純損失金額分 配後の有価証券売買等損益から費 用を控除し、繰越欠損金を補填した 額(0円)、信託約款に規定される 収益調整金(6,782,063円)及び分 配準備積立金(43,124,305円)より 分配対象額53,583,021円(1万 口当たり279円)であり、うち 3,836,908円(1万口当たり20円) を分配金額としております。	(平成20年6月17日から平成20年7 月15日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当 期純損失金額分配後の配当等収益 から費用を控除した額(3,863,175 円)、解約に伴う当期純損失金額分 配後の有価証券売買等損益から費 用を控除し、繰越欠損金を補填した 額(0円)、信託約款に規定される 収益調整金(7,094,266円)及び分 配準備積立金(45,722,555円)より 分配対象額56,679,996円(1万 口当たり311円)であり、うち 9,111,398円(1万口当たり50円、支 払外国税2,467円控除後9,108,931 円)を分配金額としております。

（平成20年1月16日から平成20年2月15日までの計算期間）

計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,514,084円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（6,838,605円）及び分配準備積立金（42,231,992円）より分配対象額52,584,681円（1万口当たり278円）であり、うち3,780,585円（1万口当たり20円、支払外国税216円控除後3,780,369円）を分配金額としております。

（平成20年2月16日から平成20年3月17日までの計算期間）

計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,171,879円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（6,944,674円）及び分配準備積立金（41,674,686円）より分配対象額51,791,239円（1万口当たり275円）であり、うち3,764,730円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（平成20年3月18日から平成20年4月15日までの計算期間）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（9,886,052円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（6,956,290円）及び分配準備積立金（40,487,712円）より分配対象額57,330,054円（1万口当たり308円）であり、うち3,716,010円（1万口当たり20円、支払外国税46円控除後3,715,964円）を分配金額としております。

（平成20年7月16日から平成20年8月15日までの計算期間）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,146,486円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（7,282,805円）及び分配準備積立金（40,271,014円）より分配対象額50,700,305円（1万口当たり278円）であり、うち3,641,661円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（平成20年8月16日から平成20年9月16日までの計算期間）

計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,000,454円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（7,309,694円）及び分配準備積立金（39,558,413円）より分配対象額49,868,561円（1万口当たり275円）であり、うち3,625,348円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（平成20年9月17日から平成20年10月15日までの計算期間）

計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（7,343,932円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（7,263,969円）及び分配準備積立金（38,600,111円）より分配対象額53,208,012円（1万口当たり296円）であり、うち3,594,324円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

	（平成20年4月16日から平成20年5月15日までの計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,351,861円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（6,982,789円）及び分配準備積立金（46,301,683円）より分配対象額57,636,333円（1万口当たり312円）であり、うち3,692,239円（1万口当たり20円、支払外国税1,253円控除後3,690,986円）を分配金額としております。 （平成20年5月16日から平成20年6月16日までの計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,192,392円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（7,083,692円）及び分配準備積立金（46,664,014円）より分配対象額56,940,098円（1万口当たり309円）であり、うち3,677,519円（1万口当たり20円、支払外国税1,234円控除後3,676,285円）を分配金額としております。	（平成20年10月16日から平成20年11月17日までの計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,432,509円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（7,240,021円）及び分配準備積立金（41,744,787円）より分配対象額51,417,317円（1万口当たり289円）であり、うち3,547,206円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 （平成20年11月18日から平成20年12月15日までの計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,590,549円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（7,170,010円）及び分配準備積立金（40,177,161円）より分配対象額49,937,720円（1万口当たり284円）であり、うち3,507,475円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
--	---	---

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

前期 [平成20年6月16日現在]		
種 類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,689,504,482	3,291,565
合計	1,689,504,482	3,291,565

（単位：円）

当期 [平成20年12月15日現在]		
種 類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,218,005,794	6,679,061
合計	1,218,005,794	6,679,061

（デリバティブ取引等に関する注記）

前期（自 平成19年12月18日 至 平成20年6月16日）

該当事項はありません。

当期（自 平成20年6月17日 至 平成20年12月15日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期（自 平成19年12月18日 至 平成20年6月16日）

該当事項はありません。

当期（自 平成20年6月17日 至 平成20年12月15日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前期 [平成20年6月16日現在]		当期 [平成20年12月15日現在]	
1口当たり純資産額	0.9193円	1口当たり純資産額	0.6950円
（1万口当たり純資産額	9,193円）	（1万口当たり純資産額	6,950円）

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	パッシブ外国債券マザーファンド	480,306,025	819,306,017	
	トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド	478,746,131	398,699,777	
合計		959,052,156	1,218,005,794	

親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年1月23日現在

資産総額	1,146,936,687円
負債総額	1,642,908円
純資産総額（ - ）	1,145,293,779円
発行済数量	1,750,039,085口
1万口当り純資産額（ / ）	6,544円

（参考情報）

「パッシブ外国債券マザーファンド」

純資産額計算書

平成21年1月23日現在

資産総額	40,584,655,608円
負債総額	19,383,185円
純資産総額（ - ）	40,565,272,423円
発行済数量	24,942,538,774口
1万口当り純資産額（ / ）	16,263円

「トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド」

純資産額計算書

平成21年1月23日現在

資産総額	5,387,248,412円
負債総額	38,826,556円
純資産総額（ - ）	5,348,421,856円
発行済数量	6,913,757,593口
1万口当り純資産額（ / ）	7,736円

第5【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1 特定期間 平成19年3月23日～平成19年6月15日	1,913,086,357	13,731,069
第2 特定期間 平成19年6月16日～平成19年12月17日	165,439,546	147,491,282
第3 特定期間 平成19年12月18日～平成20年6月16日	36,415,482	114,959,149
第4 特定期間 平成20年6月17日～平成20年12月15日	16,491,582	101,513,947

(注)本邦外における販売又は解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

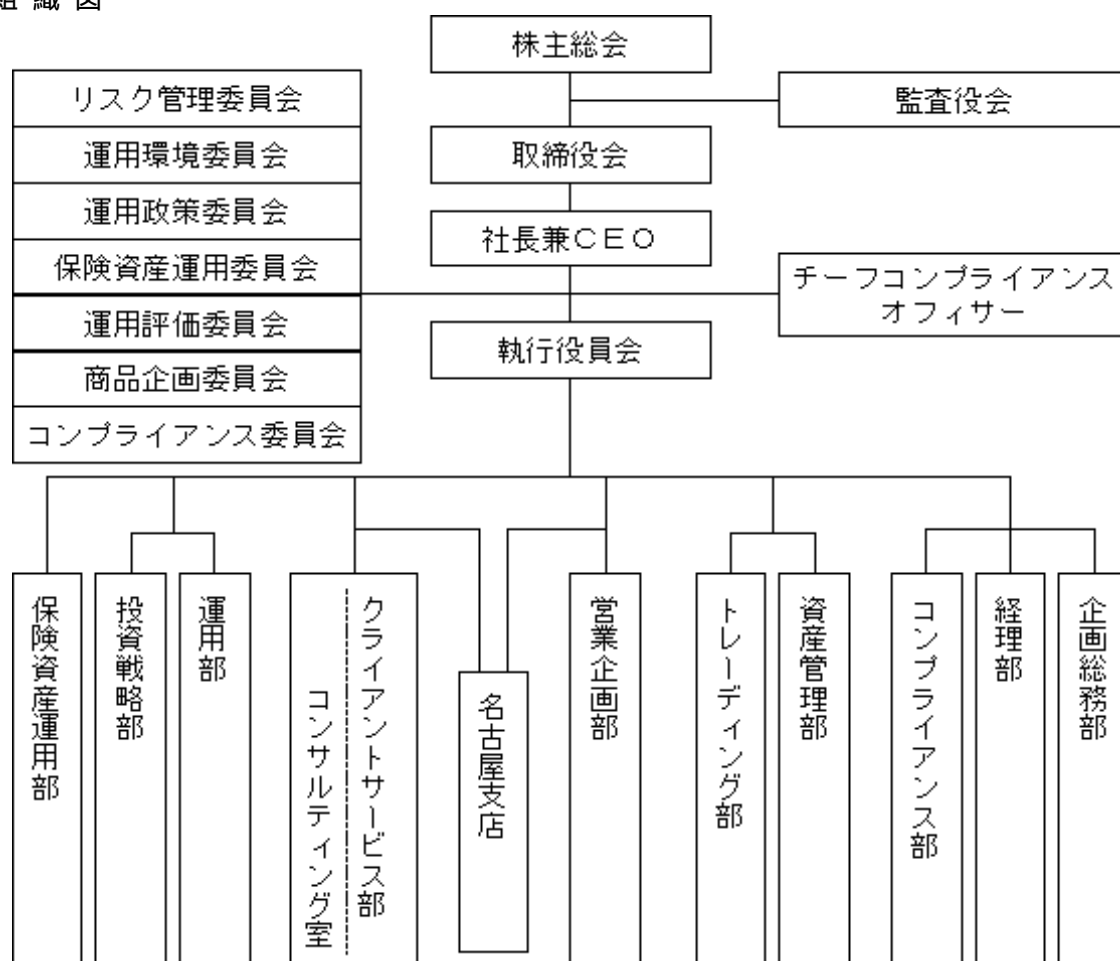
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額 : 600百万円
 会社が発行する株式総数 : 32,000株
 発行済株式総数 : 12,000株
 最近5年間における資本金の増減は、ありません。

(2) 委託会社の機構

組織図



会社の意思決定機構

委託会社は、取締役全員をもって組織する取締役会により運営されます。

取締役および監査役は、株主総会において選任されます。取締役会は、会社の業務執行に関する重要事項を決議し、取締役の業務執行について監督します。取締役会の議事の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行ないます。

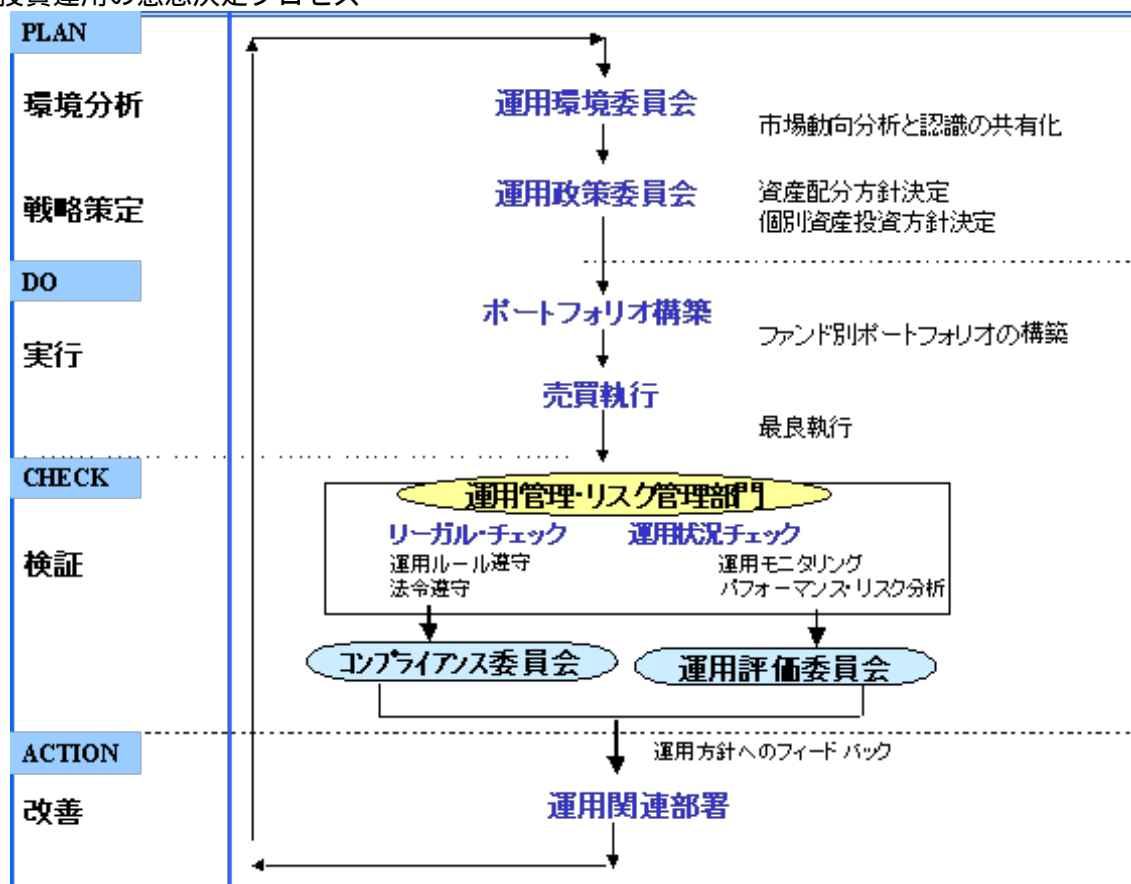
定例取締役会は原則として毎月1回開催し、臨時取締役会は必要に応じて随時、開催します。取締役会は取締役社長が招集します。

招集権者でない取締役が取締役会開催の必要を認めたときは、招集権者たる取締役に対し、会議の目的とすべき事項およびその審議を必要とする事由を書面にて通知し、取締役会の招集を請求することができます。

監査役は、取締役会に出席し、必要ありと認めるときは意見を述べなければなりません。

執行役員は取締役会の決議により選任され、当社の特定部門の業務執行を統括します。

投資運用の意思決定プロセス



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を主として行なっており、「金融商品取引法」に定める投資助言業務も行っています。また、第二種金融商品取引業者の登録を受けています。

平成21年1月30日現在の委託会社の運用する証券投資信託は計29本であり、純資産総額は447,066百万円（親投資信託を除きます。）です。

平成21年1月30日現在

商品分類	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	4	241,962
追加型株式投資信託	25	205,104

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、第18期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しており、第19期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を四捨五入して表示しております。

- 2．当社は、第18期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、第19期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		第18期 (平成19年3月31日現在)			第19期 (平成20年3月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金			623			-	
預金			136,898			-	
現金及び預金			-			128,706	
有価証券			866,111			1,048,835	
前払費用			23,339			20,137	
未収委託者報酬			633,849			583,566	
未収収益			123,554			91,671	
繰延税金資産			40,810			33,818	
流動資産計			1,825,184	89.0		1,906,733	90.4
固定資産							
有形固定資産			54,380	2.7		49,327	2.4

建物	*1	35,855			31,171		
器具備品	*1	18,525			18,156		
無形固定資産			78,977	3.8		58,752	2.8
商標権	*2	123			92		
ソフトウェア	*2	77,570			57,376		
電話加入権		1,283			1,283		
投資その他の資産			92,520	4.5		93,637	4.4
投資有価証券		-			738		
長期前払費用		454			110		
長期差入保証金		74,804			74,416		
長期預け金		1,630			622		
繰延税金資産		15,633			17,751		
固定資産計			225,877	11.0		201,716	9.6
資産合計			2,051,061	100.0		2,108,448	100.0

期別		第18期 (平成19年3月31日現在)			第19期 (平成20年3月31日現在)		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
流動負債		千円	千円	%	千円	千円	%
預り金			6,156			7,742	
未払金			330,725			310,943	
未払代行手数料		329,256			310,421		
その他未払金		1,469			522		
未払費用			149,284			103,770	
未払法人税等			187,136			83,391	
未払消費税等			21,925			13,332	
賞与引当金			42,600			48,000	
流動負債計			737,826	36.0		567,178	26.9
固定負債							
退職給付引当金			37,516			41,594	

固定負債計			37,516	1.8		41,594	2.0
負債合計			775,342	37.8		608,772	28.9
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
株主資本		千円	千円	%	千円	千円	%
資本金			600,000	29.3		600,000	28.4
利益剰余金			675,719	32.9		899,831	42.7
利益準備金			-			6,000	
その他利益剰余金			675,719			893,831	
別途積立金		109,000			109,000		
繰越利益剰余金		566,719			784,831		
株主資本計			1,275,719	62.2		1,499,831	71.1
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			-	-		▲156	0.0
評価・換算差額等計			-	-		▲156	0.0
純資産合計			1,275,719	62.2		1,499,676	71.1
負債・純資産合計			2,051,061	100.0		2,108,448	100.0

(2) 【損益計算書】

期別				第18期 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日			第19期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日		
科目			注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
経常 損益 の部	営業 損益 の部	営業収益	*2	千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬			1,644,667			1,960,347	
		投資顧問料			954,144			892,087	
		その他営業収益			762			476	
		営業収益計			2,599,573	100.0		2,852,910	100.0
		営業費用							
		支払手数料			771,958			918,907	
		公告費			12,458			7,133	
		受益証券発行費			33,129			38,369	
		調査費			247,572			281,740	
		調査費	116,940			116,999			
		委託調査費	130,632			164,741			
		委託計算費		43,293			51,142		

					営業雑経費		19,738			21,507	
					通信費	8,075			8,399		
					印刷費	6,223			6,592		
					協会費	4,666			4,011		
					諸会費	353			414		
					その他営業雑経費	421			2,091		
					営業費用計		1,128,147	43.4		1,318,798	46.2
					一般管理費						
					給料		566,633			613,757	
					役員報酬	*1 66,395			83,048		
					給料・手当	*2 390,600			416,837		
					賞与	*2 109,638			113,872		
					賞与引当金繰入		42,600			48,000	
					福利厚生費		67,722			71,911	
					交際費		425			678	
					旅費交通費		12,547			18,526	
					租税公課		15,188			19,942	
					不動産賃借料		96,428			99,280	
					退職給付費用	*2	18,076			21,047	
					固定資産減価償却費		35,573			34,847	

		支払手数料			40,476			47,816	
		諸経費			34,502			37,737	
		一般管理費計			930,167	35.8		1,013,539	35.5
		営業利益			541,259	20.8		520,573	18.3
営業外損益の部		営業外収益							
		受取利息			1,243			184	
		有価証券利息			-			3,405	
		為替差益			0			63	
		その他営業外収益			185			372	
		営業外収益計			1,428	0.1		4,024	0.1
		営業外費用							
		雑損失			38			5,631	
		営業外費用計			38	0.0		5,631	0.2
		経常利益			542,649	20.9		518,966	18.2
特別損益の		特別損失							
		役員退職慰労金			-			28,000	
		固定資産除去損	*4		1,445			292	
		業法上の負担額	*5		18			9,964	

部	特別損失計			1,463	0.1		38,256	1.3
税引前当期純利益				541,186	20.8		480,710	16.9
法人税等	*3			230,508	8.9		-	-
法人税、住民税及び事業税				-	-		191,618	6.7
法人税等調整額				9,965	0.4		4,980	0.2
当期純利益				320,643	12.3		284,112	10.0

(3) 【株主資本等変動計算書】

第18期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

（千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		別途積立金	繰越利益 剰余金			
前事業年度末残高	600,000	109,000	246,076	355,076	955,076	955,076
当事業年度中の変動額						
当期純利益	-	-	320,643	320,643	320,643	320,643
当事業年度中の変動額合計	-	-	320,643	320,643	320,643	320,643
当事業年度末残高	600,000	109,000	566,719	675,719	1,275,719	1,275,719

第19期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（千円）

	株主資本
--	------

	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
			別途積立金	繰越利益 剰余金		
前事業年度末残高	600,000	-	109,000	566,719	675,719	1,275,719
当事業年度中の変動額						
利益準備金の積立	-	6,000	-	▲ 6,000	0	0
剰余金の配当	-	-	-	▲ 60,000	▲ 60,000	▲ 60,000
当期純利益	-	-	-	284,112	284,112	284,112
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-
当事業年度中の変動額合計	-	6,000	-	218,112	224,112	224,112
当事業年度末残高	600,000	6,000	109,000	784,831	899,831	1,499,831

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	

前事業年度末残高	-	-	1,275,719
当事業年度中の変動額			
利益準備金の積立	-	-	0
剰余金の配当	-	-	▲ 60,000
当期純利益	-	-	284,112
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）	▲ 156	▲ 156	▲ 156
当事業年度中の変動額合計	▲ 156	▲ 156	223,957
当事業年度末残高	▲ 156	▲ 156	1,499,676

重要な会計方針

期 別 項 目	第18期 自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日	第19期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等による時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 同 左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 同 左

	(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。	(2) 無形固定資産 同 左
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金規程に基づく自己都合要支給額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同 左 (2) 退職給付引当金 同 左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同 左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左

会計方針の変更

第18期 自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日	第19期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日
（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等） 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は1,275,719千円であります。	_____

	(有形固定資産の減価償却方法の変更) 当事業年度より、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。
--	--

注記事項

（貸借対照表関係）

第18期 （平成19年3月31日現在）	第19期 （平成20年3月31日現在）												
*1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>49,031千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>59,968千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>108,999千円</td></tr> </table>	建物	49,031千円	器具備品	59,968千円	計	108,999千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>53,715千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>62,231千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>115,945千円</td></tr> </table>	建物	53,715千円	器具備品	62,231千円	計	115,945千円
建物	49,031千円												
器具備品	59,968千円												
計	108,999千円												
建物	53,715千円												
器具備品	62,231千円												
計	115,945千円												
*2 無形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>商標権</td><td>192千円</td></tr> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>46,238千円</td></tr> </table>	商標権	192千円	ソフトウェア	46,238千円	_____								
商標権	192千円												
ソフトウェア	46,238千円												

（損益計算書関係）

第18期 自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日	第19期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日
--	--

*1 役員報酬の限度額 取締役 年額 100,000千円以内 監査役 年額 20,000千円以内	_____
*2 関係会社との取引額 投資顧問料 652,980千円 給料・手当 74,662千円 賞与 23,736千円 退職給付費用 3,184千円	*2 関係会社との取引額 投資顧問料 613,837千円 給料・手当 73,890千円 賞与 22,240千円 退職給付費用 4,525千円
*3 法人税等には法人税、住民税及び事業税が含まれております。	_____
*4 固定資産除却損は、建物563千円、器具備品882千円であります。	*4 固定資産除却損は、器具備品292千円であります。
*5 業法上の負担額 業法上の負担額は、「投資信託及び投資法人に関する法律」第33条の2による負担額であります。	*5 業法上の負担額 業法上の負担額は、旧「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」第30条の4第1項第4号括弧書きおよび改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第33条の2(「金融商品取引法」第42条の2第6号括弧書き)による負担額であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第18期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	12,000	-	-	12,000
合計	12,000	-	-	12,000

2. 配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	60,000	5,000	平成19年 3月31日	平成19年 7月2日

第19期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				

普通株式	12,000	-	-	12,000
合計	12,000	-	-	12,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	60,000	5,000	平成19年 3月31日	平成19年 7月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	142,000	11,833.33	平成20年 3月31日	平成20年 6月30日

(リース取引関係)

第18期 自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日	第19期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日
リース取引を行っておりますが、重要性が乏しいため、 注記を省略しております。	同 左

（有価証券関係）

第18期（平成19年3月31日現在）

時価評価されていない其他有価証券（単位：千円）

内容	貸借対照表計上額
追加型公社債投資信託（日々決算）	866,111
合計	866,111

第19期（平成20年3月31日現在）

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

内容	取得原価	貸借対照表計上額	差額
追加型株式投資信託	1,000	738	▲ 262
合計	1,000	738	▲ 262

時価評価されていないその他有価証券

（単位：千円）

内容	貸借対照表計上額
追加型公社債投資信託（日々決算）	1,048,835
合計	1,048,835

（デリバティブ取引関係）

第18期 自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日	第19期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第18期	第19期
自 平成18年 4月 1日	自 平成19年 4月 1日
至 平成19年 3月31日	至 平成20年 3月31日

１．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 当社は平成16年5月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。 ２．退職給付債務に関する事項 <table data-bbox="264 614 808 694"> <tr> <td>(1)退職給付債務</td><td>37,516千円</td></tr> <tr> <td>(2)退職給付引当金</td><td>37,516千円</td></tr> </table> 確定拠出年金制度への移換額は、6,373千円であり、4年間で移換する予定です。 なお、当事業年度末時点の未移換額 1,008千円は、未払金に計上しています。 ３．退職給付費用に関する事項 <table data-bbox="264 1045 808 1125"> <tr> <td>(1)勤務費用(注)</td><td>18,076千円</td></tr> <tr> <td>(2)退職給付費用</td><td>18,076千円</td></tr> </table> (注)確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。	(1)退職給付債務	37,516千円	(2)退職給付引当金	37,516千円	(1)勤務費用(注)	18,076千円	(2)退職給付費用	18,076千円	１．採用している退職給付制度の概要 同左 ２．退職給付債務に関する事項 <table data-bbox="853 614 1397 694"> <tr> <td>(1)退職給付債務</td><td>41,594千円</td></tr> <tr> <td>(2)退職給付引当金</td><td>41,594千円</td></tr> </table> 確定拠出年金制度への移換額は、6,373千円であり、当事業年度末時点ですべて移換が完了しています。 ３．退職給付費用に関する事項 <table data-bbox="853 1045 1397 1125"> <tr> <td>(1)勤務費用(注)</td><td>21,047千円</td></tr> <tr> <td>(2)退職給付費用</td><td>21,047千円</td></tr> </table> (注)確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。	(1)退職給付債務	41,594千円	(2)退職給付引当金	41,594千円	(1)勤務費用(注)	21,047千円	(2)退職給付費用	21,047千円
(1)退職給付債務	37,516千円																
(2)退職給付引当金	37,516千円																
(1)勤務費用(注)	18,076千円																
(2)退職給付費用	18,076千円																
(1)退職給付債務	41,594千円																
(2)退職給付引当金	41,594千円																
(1)勤務費用(注)	21,047千円																
(2)退職給付費用	21,047千円																

（税効果会計関係）

第18期 （平成19年3月31日現在）	第19期 （平成20年3月31日現在）
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
（単位：千円）	（単位：千円）
繰延税金資産	繰延税金資産
未払事業税	未払事業税
13,989	6,893
少額固定資産	少額固定資産
1,078	1,772
賞与引当金超過額	賞与引当金超過額
17,334	19,531
未払費用	未払費用
8,178	6,149
退職給付引当金超過額	退職給付引当金超過額
15,265	16,925
その他	その他
598	299
繰延税金資産計	繰延税金資産計
56,442	51,569
繰延税金負債	繰延税金負債
繰延税金負債計	繰延税金負債計
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
56,442	51,569

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.7%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。	
（調整）			
交際費等永久に損金に算入されない			
項目	0.1%		
住民税均等割	0.1%		
その他	▲0.1%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.8%		

（関連当事者との取引）

第18期（自 平成18年4月 1 日 至 平成19年3月31日）

1.親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金	事業の 内容	議 決 権 等 の 所 有 〔 被 所 有 〕 割 合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
そ の 他 の 関 係 会 社	あいおい 損害保険 (株)	東京都 渋谷区	100,005 百万円	損害 保険業	(被所有) 直接50%	非常勤 役員 2名	投資顧問 契約	投資顧問料 （注1）	652,980	未収収益	—
								出向者人件 費（注2）	101,582	未払費用	—

(1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2)取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）投資顧問料は、投資資産額に一定料率を乗じる方法により算定しており、他の投資顧問契約の料率を勘案して決定しています。

（注２）出向者人件費は、出向元の給与規程を基に計算した人件費相当額を支払っています。

２．兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 〔被所有〕割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他の 関係 会社 の子会社	トヨタ ファイナ ンシャル サービス 証券(株)	愛知県 名古屋市 中区	7,500 百万円	証券業	—	非常勤 役員 3名	投資信託 受益証券 の募集販 売	信託約款 に定める 受益者に 対する収 益分配金 又は償還 金の支払 委託及び それらに 係る代行 手数料の 支払 (注1)	181,158	未払代行 手数料	59,132

(1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分を両者協議の上、配分を合理的に決定しております。

第19期（自 平成19年4月１日 至 平成20年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金	事業の 内容	議決権等の 所有〔被所有〕割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他の 関係 会社	あいおい 損害保険 (株)	東京都 渋谷区	100,005 百万円	損害 保険業	(被所有) 直接50%	常勤 役員 1名	投資顧問 契約	投資顧問 料 (注1)	613,837	――	――
						非常勤 役員 1名		出向者人 件費 (注2)	100,656	――	――

(1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）投資顧問料は、投資資産額に一定料率を乗じる方法により算定しており、他の投資顧問契約の料率を勘案して決定しています。

（注２）出向者人件費は、出向元の給与規程を基に計算した人件費相当額を支払っています。

2．兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 〔被所有〕割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				

その他の関係会社の子会社	トヨタファイナ ンシャル サービス 証券(株)	愛知県名古屋市中 区	7,500 百万円	証券業	—	非常勤 役員 1名	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金又は償還金の支払委託及びそれらに係る代行手数料の支払 (注1)	278,375	未払 代行 手数料	57,791
--------------	----------------------------------	---------------	--------------	-----	---	-----------------	---------------	--	---------	-----------------	--------

(1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分を両者協議の上、配分を合理的に決定しております。

（ 1 株当たり情報 ）

第18期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第19期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1株当たり純資産額 106,309.92円	1株当たり純資産額 124,972.99円
1株当たり当期純利益 26,720.22円	1株当たり当期純利益 23,676.02円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎	1株当たり当期純利益の算定上の基礎
損益計算書上の当期純利益 320,643千円	損益計算書上の当期純利益 284,112千円
普通株式に係る当期純利益 320,643千円	普通株式に係る当期純利益 284,112千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳
該当事項はありません。	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 12,000株	普通株式の期中平均株式数 12,000株

[次へ](#)

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

期別		第20期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)		
資産の部				
科目	注記番号	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%
流動資産				
現金及び預金			333,929	
有価証券			770,294	
前払費用			34,757	
未収委託者報酬			518,780	
未収運用受託報酬			79,007	
繰延税金資産			64,090	
流動資産計			1,800,857	90.2
固定資産				
有形固定資産			45,507	2.3
建物	*1	29,157		
器具備品	*1	16,350		
無形固定資産			51,739	2.6
商標権		76		
ソフトウェア		50,379		
電話加入権		1,283		
投資その他の資産			98,641	4.9
投資有価証券		604		
長期前払費用		95		
長期差入保証金		74,416		
長期預け金		618		

長期繰延税金資産		22,909		
固定資産計			195,888	9.8
資産合計			1,996,745	100.0

期別		第20期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)		
負債の部				
科目	注記番号	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%
流動負債				
預り金			8,252	
未払金			278,106	
未払代行手数料		277,543		
その他未払金		563		
未払費用			92,172	
未払法人税等			87,082	
未払消費税等	*2		4,877	
賞与引当金			45,000	
流動負債計			515,489	25.8
固定負債				
退職給付引当金			54,384	
固定負債計			54,384	2.7
負債合計			569,873	28.5
純資産の部				
科目		内訳	金額	構成比
		千円	千円	%
株主資本				
資本金			600,000	30.0

利益剰余金			827,107	41.4
利益準備金		20,200		
その他利益剰余金				
別途積立金		109,000		
繰越利益剰余金		697,907		
株主資本計			1,427,107	71.5
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			▲ 235	
評価・換算差額等計			▲ 235	▲ 0.0
純資産合計			1,426,872	71.5
負債・純資産合計			1,996,745	100.0

(2) 中間損益計算書

期別		第20期中間会計期間 自平成20年4月1日 至平成20年9月30日		
科目	注記番号	内訳	金額	百分比
		千円	千円	%
営業収益				
委託者報酬			870,527	
運用受託報酬			124,594	
投資助言報酬			289,401	
その他営業収益			95	
営業収益計			1,284,618	100.0
営業費用				
支払手数料			412,671	
広告宣伝費			3,661	
調査費			128,718	

調査費		62,398		
委託調査費		66,320		
委託計算費			23,761	
営業雑経費			22,638	
通信費		3,257		
印刷費		16,189		
協会費		1,977		
諸会費		533		
その他営業雑経費		682		
営業費用計			591,448	46.0
一般管理費				
給料			311,903	
役員報酬		38,102		
給料・手当		233,675		
賞与		40,127		
賞与引当金繰入			45,000	
福利厚生費			40,164	
交際費			667	
旅費交通費			9,873	
租税公課			4,641	
不動産賃借料			50,012	
退職給付費用			19,133	
固定資産減価償却費	*1		17,178	
業務委託費			37,014	
諸経費			19,218	
一般管理費計			554,804	43.2
営業利益			138,365	10.8
営業外収益				
受取利息			105	
有価証券利息			1,824	
為替差益			22	
その他営業外収益			443	

営業外収益計			2,394	0.2
営業外費用				
雑損失			656	
営業外費用計			656	0.1
経常利益			140,103	10.9
特別損失				
役員退職慰労金			22,000	
業法上の負担額	*2		66	
特別損失計			22,066	1.7
税引前中間純利益			118,037	9.2
法人税、住民税及び事業税			84,137	6.5
法人税等調整額			▲ 35,376	▲ 2.7
中間純利益			69,276	5.4

(3) 中間株主資本等変動計算書

第20期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

（千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
			別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成20年3月31日残高	600,000	6,000	109,000	784,831	899,831	1,499,831
中間会計期間中の変動額						
利益準備金の積立	-	14,200	-	▲ 14,200	-	-
剰余金の配当	-	-	-	▲ 142,000	▲ 142,000	▲ 142,000
中間純利益	-	-	-	69,276	69,276	69,276
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
中間会計期間中の変動額合計	-	14,200	-	▲ 86,924	▲ 72,724	▲ 72,724

平成20年9月30日残高	600,000	20,200	109,000	697,907	827,107	1,427,107
--------------	---------	--------	---------	---------	---------	-----------

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・ 換算差 額等合 計	
平成20年3月31日残高	▲ 156	▲ 156	1,499,677
中間会計期間中の変動額			
利益準備金の積立	-	-	-
剰余金の配当	-	-	▲ 142,000
中間純利益	-	-	69,276
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）	▲ 79	▲ 79	▲ 79
中間会計期間中の変動額合計	▲ 79	▲ 79	▲ 72,803
平成20年9月30日残高	▲ 235	▲ 235	1,426,872

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

期 別	第20期中間会計期間
項 目	自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	其他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金規程に基づく自己都合要支給額に基づき、中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

第20期中間会計期間 自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日
(中間損益計算書) 前中間会計期間まで営業収益に表示しておりました「投資顧問料」は、当中間会計期間より、投資一任契約に係る報酬である「運用受託報酬」および投資顧問(助言)契約に係る報酬である「投資助言報酬」に別掲しております。 なお、前中間会計期間の「運用受託報酬」は140,209千円、「投資助言報酬」は305,839千円であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第20期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	55,729千円
器具備品	65,711千円
計	121,440千円
*2 消費税等の取扱い	
仮受消費税等と控除対象の仮払消費税等は相殺し、流動負債に表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第20期中間会計期間	
自 平成20年 4月 1日	
至 平成20年 9月30日	
* 1 減価償却実施額	
有形固定資産	5,494千円
無形固定資産	11,684千円

*2 業法上の負担額

業法上の負担額は、金融商品取引法第42条の2第6号括弧書きによる負担額であります。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第20期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	12,000	-	-	12,000
合計	12,000	-	-	12,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発効日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	142,000	11,833.33	平成20年 3月31日	平成20年 6月30日

（リース取引関係）

第20期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第20期中間会計期間末（平成20年 9月30日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

内容	取得原価(千円)	中間貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
追加型株式投資信託	1,000	604	▲396
合計	1,000	604	▲396

2. 時価評価されていないその他有価証券

内容	中間貸借対照表計上額(千円)
追加型公社債投資信託（日々決算）	770,294
合計	770,294

（デリバティブ取引関係）

第20期中間会計期間末 (平成20年 9月30日現在)
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第20期中間会計期間 自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日	
1株当たり純資産額	118,906.03円
1株当たり中間純利益	5,773.00円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式を発行していないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	69,276千円
普通株式に係る中間純利益	69,276千円
普通株主に帰属しない金額の主な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	12,000株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

平成15年8月11日付けで、定款の一部変更を決議し、当社の事業の目的として「年金等の有価証券に係る資産の運用、評価及び管理に関する情報提供並びにコンサルティングに係る業務」を追加いたしました。

平成18年6月30日付けで、会社法および関係法令の施行にともない、定款に、「機関の設置」、「株券の発行」、「取締役会の書面決議」などの条文を新設しました。その他、会社法の引用条文の変更と用語の整合性を図るため、また会社法に基づく株式会社としての必要な規定の加除・修正など全般について所要の変更を行ないました。

(2) 訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると判断する事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

a. 資本金の額

324,279百万円（平成20年9月末現在）

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 参考：再信託受託会社の概要 >

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成20年9月末現在）

事業の内容：

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：

原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成20年9月末現在)	事業の内容
トヨタファイナンシャルサービス証券株式会社	7,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】**(1) 「受託会社」は、以下の業務を行ないます。**

- a. 信託財産の保管・管理
- b. 信託財産の計算
- c. その他上記の業務に付随する業務

(2) 「販売会社」は、以下の業務を行ないます。

- a. 募集・販売の取扱い
- b. 受益者に対する一部解約事務
- c. 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- d. 受益者に対する収益分配金の再投資
- e. その他上記の業務に付随する業務

3【資本関係】

委託会社が所有する関係法人の株式または関係法人が所有する委託会社の株式はありません。

第3【参考情報】

当期間において提出されたファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成20年6月24日 臨時報告書

平成20年7月23日 臨時報告書

平成20年8月25日 臨時報告書

平成20年9月12日 有価証券報告書
有価証券届出書の訂正届出書

平成20年9月26日 臨時報告書

平成20年10月24日 臨時報告書

平成20年11月26日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成19年6月29日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 佐々木貴司

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているトヨタアセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタアセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているトヨタアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年7月23日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員
業務執行社員
公認会計士 鶴田光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＴＡスマート・インカムファンド（毎月分配型）の平成19年12月18日から平成20年6月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＴＡスマート・インカムファンド（毎月分配型）の平成20年6月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

トヨタアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年1月14日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員

公認会計士 鶴田光夫

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＴＡスマート・インカムファンド（毎月分配型）の平成20年6月17日から平成20年12月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＴＡスマート・インカムファンド（毎月分配型）の平成20年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

トヨタアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月24日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 鶴田光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているトヨタアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、トヨタアセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。